

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年 1 月26日
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関崎 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番 1 号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	藤原 規晃
【電話番号】	03(5156)5000
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース （為替ヘッジ付き） ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Bコース （為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	各ファンドにつき 2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）

ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Bコース（為替ヘッジなし）

（以下、上記ファンドを総称して「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）」あるいは「当ファンド」といい、上記ファンドそれぞれを「Aコース（為替ヘッジ付き）」または「Aコース」、「Bコース（為替ヘッジなし）」または「Bコース」あるいは「各ファンド」という場合があります。）

（注）以下、各項目等に特に記載がない場合は、上記ファンド共通の内容となります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

格付けは取得していません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社（「ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社」をいいます。以下同じ。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて2,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

また、Aコース（為替ヘッジ付き）およびBコース（為替ヘッジなし）の間でスイッチング を行う場合の申込手数料は無手数料とします。

「スイッチング」とは、「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）」を構成する各ファンドを一部解約した場合、当該解約請求受付日当日に「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）」を構成する他のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

(6)【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(7)【申込期間】

平成22年1月27日から平成23年1月25日まで（継続申込期間）

ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日にあたる場合、取得申込みの受付は行いません。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込みの取扱いを行わない場合があります。

販売会社については、委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(9)【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、原則として取得申込受付日から起算して5営業日目までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

原則として、取得申込みの取扱いを行った販売会社（上記「（8）申込取扱場所」をご参照下さい。）において払込みを取扱います。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

取得申込みの方法等

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日にあたる日を除きます。）の午後3時（半日営業日は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を締結した場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

- b. 委託会社は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、ドイチェ・世界株式インデックス・マザー（以下、「マザーファンド」という場合があります。）への投資を通じて主として日本を除く世界主要各国の株式に積極的に分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額

各ファンドについて2,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

Aコース/Bコース共通

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF MRF ETF	インデックス型
	海外	債券 不動産投信		
追加型投信	内外	その他資産() 資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類の定義について>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 「投資対象地域」の区分のうち、「海外」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「株式」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
4. 「補足分類」の区分のうち、「インデックス型」とは、目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<属性区分表>

Aコース

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
--------	------	--------	------	-------	----------	-----

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	日経225	ブル・ ベア型
		日本				
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付 運用型
		欧州				
不動産投信	年4回	アジア	なし	なし	TOPIX	ロング・ ショート 型?絶対収 益追求型
		オセアニア				
その他資産 (投資信託証券(株 式))	年6回 (隔月)	中南米	なし	なし	その他 (MSCIコク サイ指数 (円ヘッジ ・ベー ス))	その他 ()
		アフリカ				
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月)	中近東(中東)	なし	なし	その他 (MSCIコク サイ指数 (円ヘッジ ・ベー ス))	その他 ()
		エマージング				
その他資産 (投資信託証券(株 式))	日々	アフリカ	なし	なし	その他 (MSCIコク サイ指数 (円ヘッジ ・ベー ス))	その他 ()
		中近東(中東)				
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	エマージング	なし	なし	その他 (MSCIコク サイ指数 (円ヘッジ ・ベー ス))	その他 ()

Bコース

投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象イン デックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ ベア型
		日本				
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付 運用型
		欧州				
不動産投信	年4回	アジア	なし	なし	TOPIX	ロング・ ショート 型?絶対収 益追求型
		オセアニア				
その他資産 (投資信託証券(株 式))	年6回 (隔月)	中南米	なし	なし	その他 (MSCIコク サイ指数 (円ノー ヘッジ・ ベース))	その他 ()
		アフリカ				
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月)	中近東(中東)	なし	なし	その他 (MSCIコク サイ指数 (円ノー ヘッジ・ ベース))	その他 ()
		エマージング				
その他資産 (投資信託証券(株 式))	日々	アフリカ	なし	なし	その他 (MSCIコク サイ指数 (円ノー ヘッジ・ ベース))	その他 ()
		中近東(中東)				
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	エマージング	なし	なし	その他 (MSCIコク サイ指数 (円ノー ヘッジ・ ベース))	その他 ()

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 属性区分の定義について >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券および不動産投信（リート）以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、マザーファンド（投資信託証券）を通じて実質的に株式に投資するため、商品分類表の「投資対象資産（収益の源泉）」においては「株式」に分類されます。
2. 「決算頻度」の区分のうち、「年2回」とは、目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象地域」の区分のうち、「グローバル」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとします。

4. 「投資形態」の区分のうち、「ファミリーファンド」とは、目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
5. 「為替ヘッジ」の区分のうち、「あり」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいい、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
6. 「対象インデックス」の区分のうち、「その他」とは、日経225、T O P I Xにあてはまらないすべてのものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

ファンドの特色（以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。）

1. ドイチェ・世界株式インデックス・マザーへの投資を通して、主に日本を除く世界主要各国の株式に投資し、Aコース（為替ヘッジ付き）についてはMSCIコクサイ指数（円ヘッジ・ベース）に連動した投資成果を、Bコース（為替ヘッジなし）についてはMSCIコクサイ指数（円ノーヘッジ・ベース）に連動した投資成果を目指すインデックス・ファンドです。
2. Aコース（為替ヘッジ付き）については実質外貨建資産 に対して、原則として対円での為替ヘッジを行います。

「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドに属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。以下同じ。

 - ・MSCIコクサイ指数（円ヘッジ・ベース）に連動した運用成果を目指します。
 - ・為替変動リスクの低減を図りますので、為替変動による基準価額への影響は軽減されます。ただし、ヘッジコストを考慮し、他通貨による為替ヘッジの手法等を用いる場合があります。この場合は為替リスクが一部残ります。
 - ・為替ヘッジを行う通貨の国の金利が日本の金利に比べて高い場合は、その金利差相当分のヘッジコストがかかりますので、そのコスト分が株式の投資成果から差し引かれることとなります。
3. Bコース（為替ヘッジなし）については実質外貨建資産に対して、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
 - ・MSCIコクサイ指数（円ノーヘッジ・ベース）に連動した運用成果を目指します。
 - ・原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動により基準価額が大きく変動することがあります。
 - ・解約時や償還時の為替水準が、買付時と比較して円安であれば、株式の投資成果に加えて為替差益を享受していただけます。
 - ・一方、解約時や償還時の為替水準が、買付時と比較して円高であれば、株式の投資成果から為替差損が差し引かれることとなります。

MSCIコクサイ指数 とは？

MSCIコクサイ指数とは、MSCIインク（以下「MSCI」といいます。）が開発した株価指数です。

MSCIコクサイ指数は、日本を除く世界主要国22カ国（平成21年11月末日現在）から構成されています。ただし、投資対象国については、定期的に見直しが行われますので、変動することがあります。

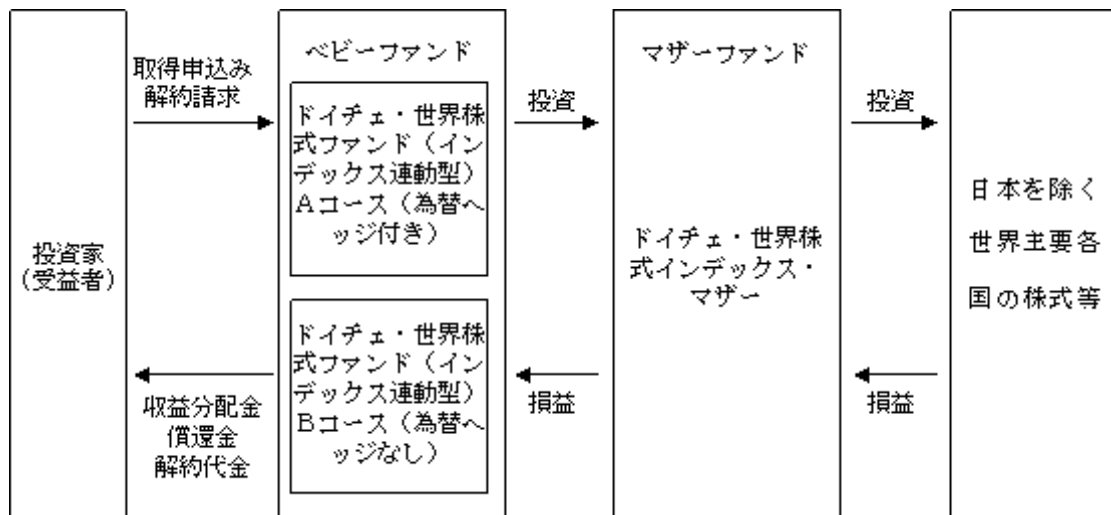
MSCIコクサイ指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。

また、MSCIは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

4. 運用にあたっては、ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社にAコースの為替ヘッジに関する運用指図ならびにマザーファンドの運用指図の権限を委託します。
5. 当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、運用および管理面の合理化・効率化をはかるため、取得申込者から集めた資金を

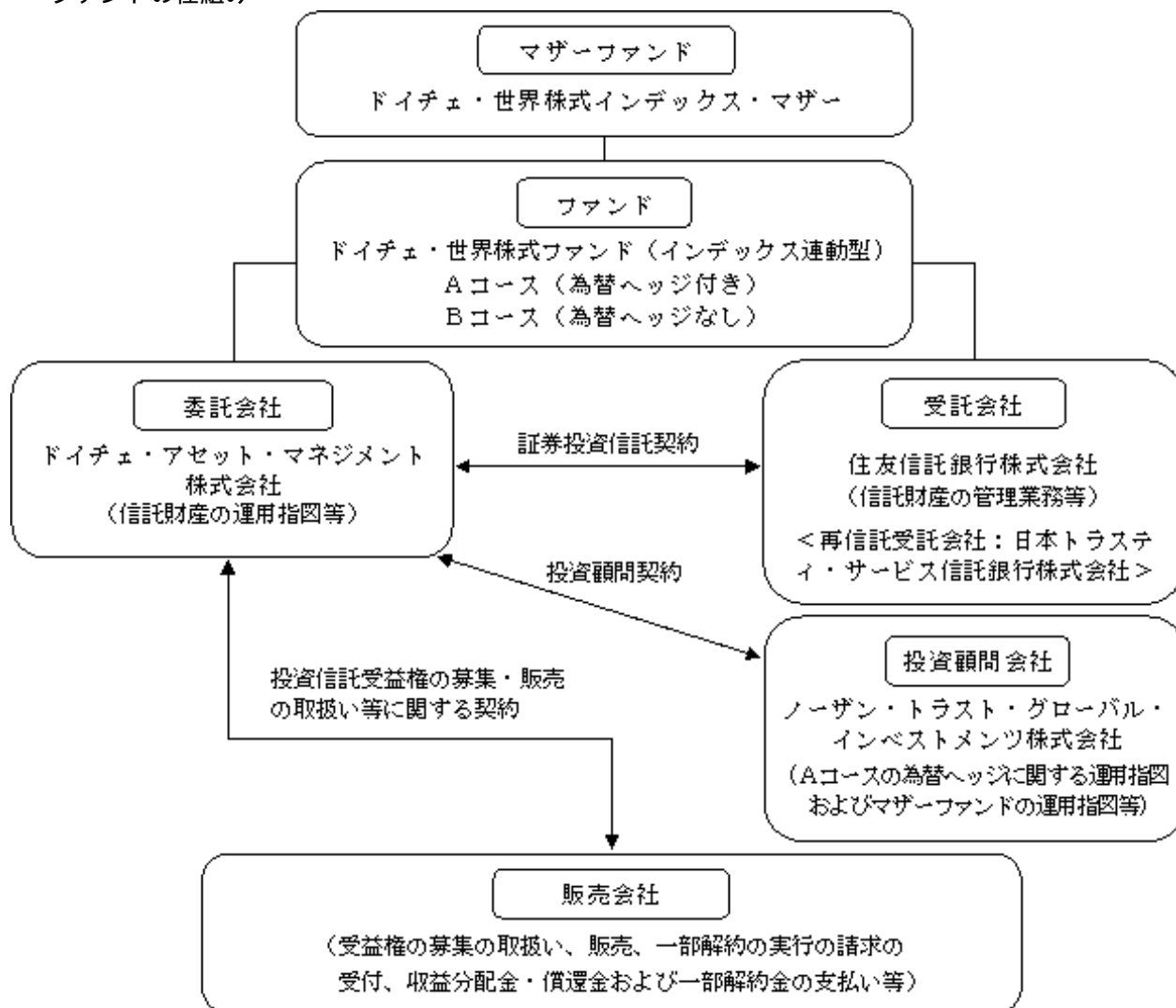
まとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



市況動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

1) ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

2) 住友信託銀行株式会社(「受託会社」)

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

3) 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

4) ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社(「投資顧問会社」)

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、Aコースの為替ヘッジに関する運用指図およびマザーファンドの運用指図等を行います。

なお、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

委託会社の概況

1) 資本金の額(2009年11月末日現在)

3,078百万円

2) 沿革

1985年	モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント(株)設立
1987年	投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
1990年	ドイツ銀投資顧問(株)と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント(株)に社名を変更
1995年	ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更 証券投資信託委託会社免許取得
1996年	ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更
1999年	バンカース・トラスト投信投資顧問(株)と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント(株)に社名を変更
2002年	チューリッヒ・スカダー投資顧問(株)と合併
2005年	ドイチェ・アセット・マネジメント(株)とドイチェ信託銀行(株)の資産運用サービス業務を統合 資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント(株)に一体化

3) 大株主の状況(2009年11月末日現在)

名称：	ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド
住所：	シンガポール 048583 ワン ラフルズ クウェイ #17-10
所有株式：	61,560株
所有比率：	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

(a) 投資対象

ドイツ・世界株式インデックス・マザー受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式に投資することもあります。

(b) 投資態度

- 1) 主に、ドイツ・世界株式インデックス・マザー受益証券への投資を通して、日本を除く世界主要各国の株式に積極的に分散投資を行うことによって、長期的な収益の向上を目指します。
- 2) Aコース（為替ヘッジ付き）は、MSCIコクサイ指数（円ヘッジ・ベース）に連動した投資成果を目指します。実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。Bコース（為替ヘッジなし）は、MSCIコクサイ指数（円ノーヘッジ・ベース）に連動した投資成果を目指します。実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 3) マザーファンド受益証券の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向などによってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。
- 4) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り、公社債の借入れおよび資金の借入れを行うことがあります。

<マザーファンドの投資方針>

基本方針

マザーファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

(a) 投資対象

日本を除く世界主要各国の株式を主要投資対象とします。

(b) 投資態度

- 1) 日本を除く世界主要各国の株式に積極的に分散投資を行うことによって、長期的な収益の向上を目指します。
- 2) MSCIコクサイ指数（円ノーヘッジ・ベース）に連動した投資成果を目指します。
- 3) 実質的な株式の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向などによってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。
- 4) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売りおよび公社債の借入れを行うことがあります。

(2) 【投資対象】

委託会社は、信託金を、主としてドイツ・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたドイツ・世界株式インデックス・マザー受益証券のほか、以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権

証券

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記7. までの証券の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）、有価証券に係るものに限り、有価証券に係るものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で上記15. の有価証券の性質を有するもの
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1. の証券または証書および上記8. ならびに上記13. の証券または証書のうち上記1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から上記5. までの証券および上記8. ならびに上記13. の証券または証書のうち上記2. から上記5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9. の証券および上記10. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記 にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<マザーファンドの投資対象>

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人が発行する債券
5. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記7. までの証券の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

11. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
12. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
13. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で上記15.の権利の性質を有するもの
17. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
18. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、上記1.の証券または証書および上記8.ならびに上記13.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から上記5.までの証券および上記8.ならびに上記13.の証券または証書のうち上記2.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9.の証券および上記10.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

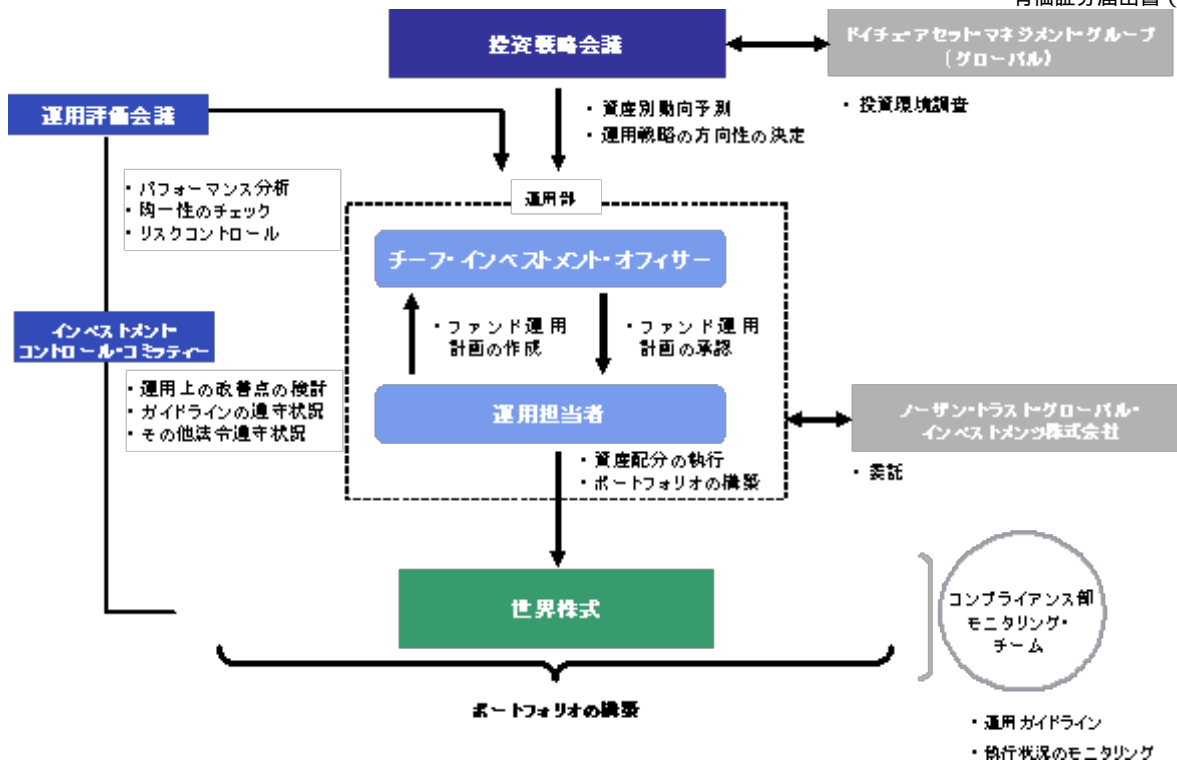
委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記 にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

< 運用体制 >

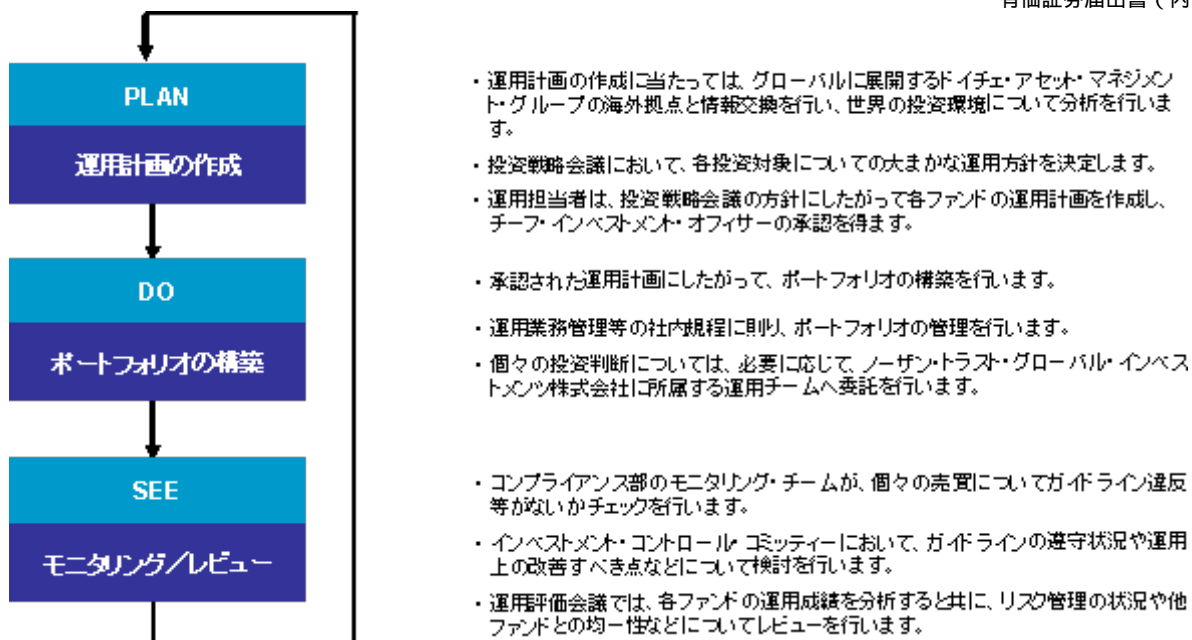


委託会社は、Aコースの為替ヘッジに関する運用指図およびマザーファンドに係る運用指図に関する権限をノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社（所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号）に委託します（以下「運用委託先」という場合があります。）。運用計画の作成、法令等の遵守状況確認、運用評価およびリスク管理等のその他運用に関連する業務は、委託会社の運用部が行います。当該運用部における主な意思決定機関としては、投資戦略会議、インベストメント・コントロール・コミッティー、運用評価会議の3つがあります。これらはいずれもチーフ・インベストメント・オフィサーが主催し、各運用担当者および必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定など、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。これらの運用体制については、社内規程および運用部内規程により定められています。

運用委託先の管理体制については、当該委託先との継続的な情報交換および定期的な訪問などを通じて、運用面、法令遵守面、業務執行面から評価を行います。評価結果は上述のインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは必要に応じて適切な措置を行います。

< 運用の流れ >



< 内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織 >

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理および内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況および利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性および業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

< 委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行および全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

運用委託先に対しては、運用委託に関する社内規程に基づき管理します。委託会社は、資産運用能力（運用パフォーマンス実績）、信用力、リスク管理能力（運用ガイドラインの遵守状況含む。）および内部統制の状況（または内部監査の実施状況）の観点から、定期的に運用委託先を定量的・定性的に評価します。評価結果はインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは評価結果を踏まえて運用委託先の契約継続の可否等を検討します。また重要な契約違反、エラーまたは問題点などが判明した場合、直ちに運用委託先に報告および是正を求めるとします。

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年2回の毎決算時（毎年4月、10月の各25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

(5)【投資制限】

< 信託約款で定める投資制限 >

a. 株式への投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。実質投資割合とは、各ファンドに属する当該資産とマザーファンドに属する当該資産のうち各ファンドに属するとみなした額（各ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

b. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

c. 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

d. 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

e. 信用取引の指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

f. 公社債の空売りの指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

g. 公社債の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

上記の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

h. 先物取引等の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i. スワップ取引の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

j. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

k. 有価証券の貸付の指図および範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

l. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

m. 外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

上記の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替

変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

n. 資金の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

上記の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。

上記の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< マザーファンドの信託約款に定める投資制限 >

a. 株式への投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

b. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c. 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

d. 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

e. 信用取引の指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

f. 公社債の空売りの指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

g. 公社債の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、

当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

上記の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

h. 先物取引等の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i. スワップ取引の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。

ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

j. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

k. 有価証券の貸付の指図および範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

1. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

m. 外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

上記の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

< 法令で定める投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第9条）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、次のa.の数がb.の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドの主なリスクおよび留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、株式などの値動きのある証券（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属することとなります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

(a) 株価変動リスク

当ファンドは主に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行者に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該株式の価格は大きく下落することがあります（価格がゼロになることもあります。）。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

(b) ベンチマークからの乖離リスク

当ファンドは、MSCIコクサイ指数に連動した投資成果を目指して運用を行いますが、資金の流入、実際に株式を売買する間の時間の差、株式売買委託手数料や信託報酬等の負担、基準価額算定とMSCIコクサイ指数算定で使用する為替レートの相違などの要因によって、基準価額がMSCIコクサイ指数から乖離することがあります。このため、MSCIコクサイ指数が下落した場合には、基準価額がMSCIコクサイ指数よりも大きく下落し、より大きな損失を被ることがあります。

(c) 為替変動リスク

当ファンドは主に外国の株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該外貨建資産の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変

動するリスクをいいます。外貨建資産の価格は、通常、当該外国通貨に対し円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、外貨建資産の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

Aコース（為替ヘッジ付き）については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますので、為替変動による基準価額への影響は軽減されますが、影響がすべて排除されるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、当該通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかります。Bコース（為替ヘッジなし）については、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替変動による影響を直接受けます。

(d) ファンドの資金流入に伴うリスク

当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）および一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、マザーファンドにおいても原則として迅速に有価証券の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。

また、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・一部解約等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

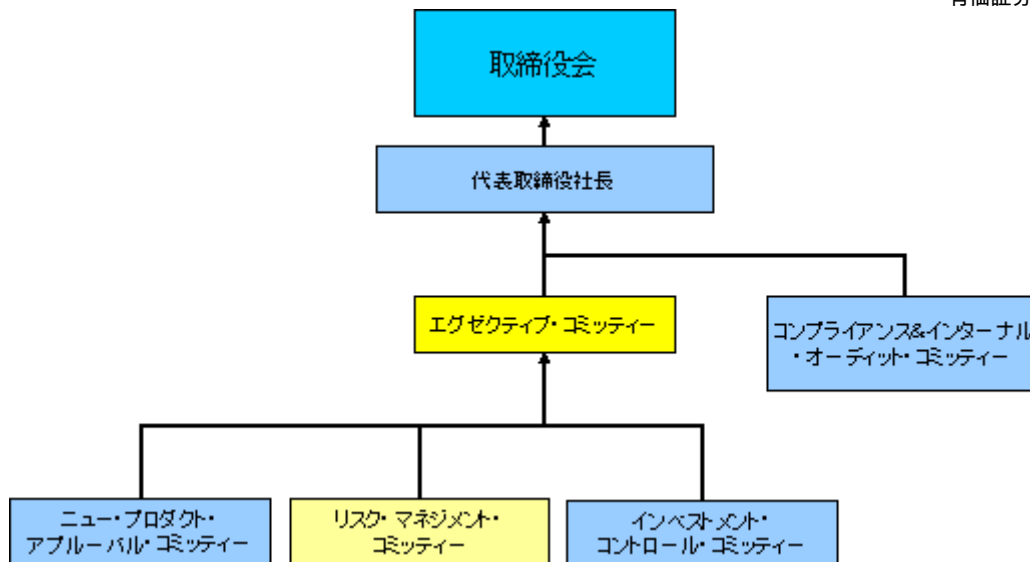
(e) その他の留意点

- 1) 各ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- 2) 当ファンドの資産規模によっては、運用の基本方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- 3) 投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送付金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。
- 4) 資金動向、市況動向その他の要因により、運用の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。
- 5) 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込み・解約請求の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消すことができます。
- 6) 当ファンドは、以下の日は取得申込みおよび解約請求の受付を行いません。
 - ・ ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日
- 7) 法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

リスク管理体制について

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。



各コミッティー等の概要

エグゼクティブ・コミッティー

- ・業務運営、リスク管理および内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については、代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。
- ・毎月開催

リスク・マネジメント・コミッティー

- ・リスク管理（主として自己勘定および委託会社全体に係るリスク）および内部統制に係る事項について決議する機関です。
- ・毎月開催

インベストメント・コントロール・コミッティー

- ・顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、意思決定を行う決議機関です。
- ・毎月開催

ニュー・プロダクト・アプルーバル・コミッティー

- ・新商品の導入にあたり、付随する諸問題等を導入前に検討し、導入の承認を決議するとともに、既存商品の変更についても、同様に検討し、当該変更の承認を決議する機関です。
- ・随時開催

コンプライアンス&インターナル・オーディット・コミッティー

- ・法務、コンプライアンスおよび監査に係る諸問題等（役職員の表彰・懲戒に係る事項を含む。）を把握し、必要な意思決定を行う決議機関です。
- ・3ヵ月毎に開催

コンプライアンス部

- ・法令および諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
- ・違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
- ・資産運用は、運用部による内部管理のほかに、コンプライアンス部モニタリング・チームが顧客投資ガイドラインの遵守等、運用部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
 - ・運用ガイドラインのモニター
 - ・取引の妥当性のチェック
 - ・利益相反取引のチェック

監査部

- ・監査部は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理態勢、リスク管理態勢の適切性、有効性の検証を行います。

（注）投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】**(1)【申込手数料】**

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

また、Aコース（為替ヘッジ付き）およびBコース（為替ヘッジなし）の間でスイッチングを行う場合の申込手数料は無手数料とします。

「スイッチング」とは、「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）」を構成する各ファンドを一部解約した場合、当該解約請求受付日当日に「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）」を構成する他のファンドの取得申込みを行うことをいいます。以下同じ。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各ファンドの信託財産の純資産総額に年率0.9765%（税抜0.93%）を乗じて得た額とし、その配分は以下の通りとします。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.3990% （税抜0.38%）	0.4725% （税抜0.45%）	0.1050% （税抜0.10%）	0.9765% （税抜0.93%）

（注）委託会社および受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

上記の信託報酬ならびに当該信託報酬に係る消費税および地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」といいます。）は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

Aコースの為替ヘッジに関する運用の指図およびマザーファンドの運用の指図を行うノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社に対する投資顧問報酬は、上記に基づいて委託会社が受ける報酬から毎計算期末または信託終了のとき支弁するものとし、その報酬額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.19%以内を乗じて得た金額とします。

(4)【その他の手数料等】

当ファンドは、以下の費用を受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送

費用、公告費用、格付費用等を含みます。)および受託会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、上記 に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けの際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

上記 において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

上記 において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支弁します。

なお、有価証券届出書提出日現在、上記 により定める上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た額とします。

信託財産における組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料等に係る消費税等相当額、資産を外国で保管する場合の費用および先物取引・オプション取引に要する費用等についても信託財産が負担するものとします。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

なお、確定拠出年金制度に基づく申込みの場合は、当該制度に係る税制が適用されます。

個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については下記「収益分配金について」をご参照下さい。)

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者の元本の一部払戻しに相当する部分)の区別があります。受益者が収益分配金を受け取る際、()当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、()当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

課税の取扱いについて

以下の内容は平成21年11月末日現在施行されている税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として10%(所得税7%および地方税3%)¹の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税

または申告分離課税を選択することもできます。

一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時および償還時の差益については譲渡所得となり、原則として10%（所得税7%および地方税3%）¹の税率による申告分離課税が適用されます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。また、配当金控除の適用はありません。

b. 法人の受益者に対する課税

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）²の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

1 税率は平成24年1月1日から20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

2 税率は平成24年1月1日から15%（所得税のみ）となる予定です。

（注1）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

（注2）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）」

(平成21年11月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	279,947,138	98.96
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	2,949,562	1.04
合計(純資産総額)	-	282,896,700	100.00

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Bコース(為替ヘッジなし)」

(平成21年11月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	694,514,476	100.11
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	731,780	0.11
合計(純資産総額)	-	693,782,696	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

「ドイチェ・世界株式インデックス・マザー」

(平成21年11月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	454,496,595	46.64

	カナダ	45,894,088	4.71
	ドイツ	37,244,631	3.82
	イタリア	15,976,445	1.64
	フランス	45,344,806	4.65
	オーストラリア	36,018,255	3.70
	イギリス	96,185,529	9.87
	スイス	41,083,567	4.22
	バミューダ	3,047,803	0.31
	香港	8,932,952	0.92
	シンガポール	6,779,415	0.70
	ニュージーランド	298,776	0.03
	オランダ	12,245,552	1.26
	スペイン	22,687,246	2.33
	ベルギー	4,762,830	0.49
	スウェーデン	11,747,934	1.21
	ノルウェー	3,012,817	0.31
	オーストリア	1,451,761	0.15
	ルクセンブルグ	2,491,575	0.26
	フィンランド	5,764,138	0.59
	デンマーク	3,995,804	0.41
	アイルランド	4,159,741	0.43
	ギリシャ	2,501,375	0.26
	キプロス	124,806	0.01
	ポルトガル	1,344,272	0.14
	ケイマン	604,491	0.06
	モーリシャス	163,228	0.02
	パナマ	885,982	0.09
	ジャージー	1,914,449	0.20
	アンティル	3,562,769	0.37
	マン島	81,362	0.01
	小計	874,804,994	89.77
新株予約権証券	イタリア	3,832	0.00
	小計	3,832	0.00
投資信託受益証券	カナダ	957,038	0.10
	小計	957,038	0.10
投資証券	アメリカ	6,566,849	0.67
	フランス	1,269,687	0.13
	オーストラリア	3,117,301	0.32
	イギリス	1,109,932	0.11
	小計	12,063,769	1.24
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	86,634,226	8.89

合計(純資産総額)	-	974,463,859	100.00
-----------	---	-------------	--------

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Aコース(為替ヘッジ付き)」

< 評価額(全銘柄) >

(平成21年11月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ドイチェ・世界株式インデックス・マザー	305,552,432	0.9682 0.9162	295,856,143 279,947,138	98.96

< 種類別投資比率 >

(平成21年11月30日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	98.96
合計	-	98.96

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Bコース(為替ヘッジなし)」

< 評価額(全銘柄) >

(平成21年11月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ドイチェ・世界株式インデックス・マザー	758,038,067	0.9697 0.9162	735,135,730 694,514,476	100.11

< 種類別投資比率 >

(平成21年11月30日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.11
合計	-	100.11

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

(参考情報)

「ドイチェ・世界株式インデックス・マザー」

< 評価額(上位30銘柄) >

(平成21年11月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量(株数)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	2,614	6,386.61 6,499.46	16,694,602 16,989,600	1.74
アメリカ	株式	M I C R O S O F T CORPORATION	ソフトウェア・サービス	4,220	2,432.41 2,536.58	10,264,796 10,704,402	1.10
イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	9,162	1,001.30 1,012.33	9,173,941 9,275,056	0.95
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	1,537	5,003.72 5,423.88	7,690,730 8,336,517	0.86
イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	9,846	809.81 836.76	7,973,433 8,238,743	0.85
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	470	17,704.02 17,413.21	8,320,894 8,184,212	0.84
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	1,925	4,010.89 4,168.87	7,720,966 8,025,085	0.82
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,440	5,255.47 5,459.48	7,567,887 7,861,652	0.81

アメリカ	株式	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	710	10,448.45 10,912.01	7,418,400 7,747,532	0.80
アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO.	資本財	5,543	1,319.51 1,383.75	7,314,055 7,670,134	0.79
アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	3,122	2,233.62 2,343.00	6,973,365 7,314,851	0.75
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	1,057	6,656.59 6,785.93	7,036,016 7,172,736	0.74
アメリカ	株式	JP MORGAN CHASE&CO	各種金融	1,990	3,926.41 3,587.85	7,813,568 7,139,836	0.73
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,189	1,497.47 1,584.28	6,272,912 6,636,559	0.68
アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	130	48,065.82 50,328.96	6,248,557 6,542,765	0.67
スペイン	株式	BANCO SANTANDER SA	銀行	4,338	1,484.39 1,507.83	6,439,301 6,540,974	0.67
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3,050	2,098.19 2,029.61	6,399,502 6,190,334	0.64
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	各種金融	4,567	1,408.05 1,342.95	6,430,601 6,133,255	0.63
オーストラリア	株式	BHP BILLITON LIMITED	素材	1,884	3,193.88 3,208.98	6,017,288 6,045,728	0.62
フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	1,109	5,511.78 5,451.24	6,112,574 6,045,426	0.62
アメリカ	株式	WAL-MART STORES INC.	食品・生活必需品小売り	1,240	4,378.69 4,742.42	5,429,583 5,880,613	0.60
スペイン	株式	TELEFONICA S.A	電気通信サービス	2,240	2,480.50 2,514.35	5,556,321 5,632,155	0.58
スイス	株式	NOVARTIS AG-REG SHS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,165	4,523.69 4,804.26	5,270,101 5,596,968	0.57
アメリカ	株式	HEWLETT-PACKARD COMPANY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,300	4,215.49 4,259.76	5,480,141 5,537,696	0.57
スイス	株式	ROCHE HOLDING AG GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	385	13,907.76 14,382.57	5,354,488 5,537,292	0.57
アメリカ	株式	WELLS FARGO & COMPANY	銀行	2,337	2,545.26 2,356.02	5,948,294 5,506,026	0.57
イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	27,311	197.07 198.36	5,382,417 5,417,647	0.56
アメリカ	株式	THE COCA-COLA COMPANY	食品・飲料・タバコ	1,090	4,621.76 4,963.79	5,037,723 5,410,537	0.56
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,659	2,804.35 3,150.33	4,652,425 5,226,405	0.54
イギリス	株式	GLAXO SMITHKLINE	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,744	1,772.27 1,833.19	4,863,123 5,030,275	0.52

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

< 種類別および業種別投資比率 >

(平成21年11月30日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	11.20
		素材	6.74
		資本財	6.44
		商業・専門サービス	0.65
		運輸	1.55
		自動車・自動車部品	0.92
		耐久消費財・アパレル	0.92

		消費者サービス	1.11
		メディア	2.04
		小売	2.27
		食品・生活必需品小売り	2.60
		食品・飲料・タバコ	5.71
		家庭用品・パーソナル用品	1.68
		ヘルスケア機器・サービス	2.47
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.17
		銀行	8.45
		各種金融	5.00
		保険	3.76
		不動産	0.57
		ソフトウェア・サービス	4.21
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.88
		電気通信サービス	4.12
		公益事業	4.01
		半導体・半導体製造装置	1.31
		小計	89.77
新株予約権証券	外国	各種金融	0.00
		小計	0.00
投資信託受益証券	外国	投資信託受益証券	0.10
		小計	0.10
投資証券	外国	投資証券	1.24
		小計	1.24
		合計	91.11

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別および業種別の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) A コース(為替ヘッジ付き)」

計算期間末 または各月末	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第3期 (平成12年4月25日)	1,549	1,552	1.1698	1.1723
第4期 (平成12年10月25日)	1,500	1,500	1.1151	1.1151
第5期 (平成13年4月25日)	1,376	1,376	0.9403	0.9403
第6期 (平成13年10月25日)	1,371	1,371	0.8172	0.8172

第7期 (平成14年4月25日)	1,664	1,664	0.8148	0.8148
第8期 (平成14年10月25日)	1,404	1,404	0.6355	0.6355
第9期 (平成15年4月25日)	664	664	0.6313	0.6313
第10期 (平成15年10月27日)	714	714	0.7027	0.7027
第11期 (平成16年4月26日)	780	780	0.7778	0.7778
第12期 (平成16年10月25日)	649	649	0.7495	0.7495
第13期 (平成17年4月25日)	634	634	0.7896	0.7896
第14期 (平成17年10月25日)	483	483	0.8322	0.8322
第15期 (平成18年4月25日)	450	450	0.9278	0.9278
第16期 (平成18年10月25日)	416	416	0.9539	0.9539
第17期 (平成19年4月25日)	433	433	1.0194	1.0194
第18期 (平成19年10月25日)	390	390	1.0173	1.0173
第19期 (平成20年4月25日)	352	352	0.9143	0.9143
第20期 (平成20年10月27日)	233	233	0.6054	0.6054
第21期 (平成21年4月27日)	225	225	0.5920	0.5920
第22期 (平成21年10月26日)	283	283	0.7432	0.7432
平成20年11月末日	235	-	0.6041	-
平成20年12月末日	229	-	0.5958	-
平成21年1月末日	222	-	0.5775	-
平成21年2月末日	195	-	0.5188	-
平成21年3月末日	202	-	0.5344	-
平成21年4月末日	228	-	0.5961	-
平成21年5月末日	238	-	0.6269	-
平成21年6月末日	241	-	0.6337	-
平成21年7月末日	256	-	0.6772	-
平成21年8月末日	272	-	0.7090	-
平成21年9月末日	280	-	0.7323	-
平成21年10月末日	277	-	0.7276	-
平成21年11月末日	282	-	0.7405	-

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Bコース(為替ヘッジなし)」

計算期間末 または各月末	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第3期 (平成12年4月25日)	105	105	0.9961	0.9961
第4期 (平成12年10月25日)	122	122	0.9619	0.9619
第5期 (平成13年4月25日)	165	165	0.9623	0.9623
第6期 (平成13年10月25日)	247	247	0.8577	0.8577
第7期 (平成14年4月25日)	495	495	0.9154	0.9154
第8期 (平成14年10月25日)	500	500	0.7126	0.7126

第9期 (平成15年4月25日)	534	534	0.7127	0.7127
第10期 (平成15年10月27日)	590	590	0.7452	0.7452
第11期 (平成16年4月26日)	658	658	0.8381	0.8381
第12期 (平成16年10月25日)	638	638	0.8209	0.8209
第13期 (平成17年4月25日)	637	637	0.8749	0.8749
第14期 (平成17年10月25日)	616	616	0.9932	0.9932
第15期 (平成18年4月25日)	632	632	1.1261	1.1261
第16期 (平成18年10月25日)	687	687	1.2440	1.2440
第17期 (平成19年4月25日)	771	771	1.3879	1.3879
第18期 (平成19年10月25日)	852	852	1.3905	1.3905
第19期 (平成20年4月25日)	786	786	1.1804	1.1804
第20期 (平成20年10月27日)	457	457	0.6201	0.6201
第21期 (平成21年4月27日)	545	545	0.6504	0.6504
第22期 (平成21年10月26日)	732	732	0.8247	0.8247
平成20年11月末日	492	-	0.6438	-
平成20年12月末日	482	-	0.6162	-
平成21年1月末日	459	-	0.5748	-
平成21年2月末日	460	-	0.5657	-
平成21年3月末日	485	-	0.5900	-
平成21年4月末日	557	-	0.6629	-
平成21年5月末日	591	-	0.7053	-
平成21年6月末日	607	-	0.7140	-
平成21年7月末日	653	-	0.7625	-
平成21年8月末日	678	-	0.7787	-
平成21年9月末日	691	-	0.7875	-
平成21年10月末日	711	-	0.8023	-
平成21年11月末日	693	-	0.7778	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨て。

【分配の推移】

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Aコース(為替ヘッジ付き)」

計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第3期	平成12年4月25日	0.0025
第4期	平成12年10月25日	0.0000
第5期	平成13年4月25日	0.0000
第6期	平成13年10月25日	0.0000
第7期	平成14年4月25日	0.0000
第8期	平成14年10月25日	0.0000
第9期	平成15年4月25日	0.0000
第10期	平成15年10月27日	0.0000

第11期	平成16年 4月26日	0.0000
第12期	平成16年10月25日	0.0000
第13期	平成17年 4月25日	0.0000
第14期	平成17年10月25日	0.0000
第15期	平成18年 4月25日	0.0000
第16期	平成18年10月25日	0.0000
第17期	平成19年 4月25日	0.0000
第18期	平成19年10月25日	0.0000
第19期	平成20年 4月25日	0.0000
第20期	平成20年10月27日	0.0000
第21期	平成21年 4月27日	0.0000
第22期	平成21年10月26日	0.0000

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) B コース(為替ヘッジなし)」

計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第 3期	平成12年 4月25日	0.0000
第 4期	平成12年10月25日	0.0000
第 5期	平成13年 4月25日	0.0000
第 6期	平成13年10月25日	0.0000
第 7期	平成14年 4月25日	0.0000
第 8期	平成14年10月25日	0.0000
第 9期	平成15年 4月25日	0.0000
第10期	平成15年10月27日	0.0000
第11期	平成16年 4月26日	0.0000
第12期	平成16年10月25日	0.0000
第13期	平成17年 4月25日	0.0000
第14期	平成17年10月25日	0.0000
第15期	平成18年 4月25日	0.0000
第16期	平成18年10月25日	0.0000
第17期	平成19年 4月25日	0.0000
第18期	平成19年10月25日	0.0000
第19期	平成20年 4月25日	0.0000
第20期	平成20年10月27日	0.0000
第21期	平成21年 4月27日	0.0000
第22期	平成21年10月26日	0.0000

【収益率の推移】

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) A コース(為替ヘッジ付き)」

計算期間	収益率(%)
第 3期 (平成11年10月26日～平成12年 4月25日)	11.1
第 4期 (平成12年 4月26日～平成12年10月25日)	4.7

第5期 (平成12年10月26日～平成13年 4月25日)	15.7
第 6期 (平成13年 4月26日～平成13年10月25日)	13.1
第 7期 (平成13年10月26日～平成14年 4月25日)	0.3
第 8期 (平成14年 4月26日～平成14年10月25日)	22.0
第 9期 (平成14年10月26日～平成15年 4月25日)	0.7
第10期 (平成15年 4月26日～平成15年10月27日)	11.3
第11期 (平成15年10月28日～平成16年 4月26日)	10.7
第12期 (平成16年 4月27日～平成16年10月25日)	3.6
第13期 (平成16年10月26日～平成17年 4月25日)	5.4
第14期 (平成17年 4月26日～平成17年10月25日)	5.4
第15期 (平成17年10月26日～平成18年 4月25日)	11.5
第16期 (平成18年 4月26日～平成18年10月25日)	2.8
第17期 (平成18年10月26日～平成19年 4月25日)	6.9
第18期 (平成19年 4月26日～平成19年10月25日)	0.2
第19期 (平成19年10月26日～平成20年 4月25日)	10.1
第20期 (平成20年 4月26日～平成20年10月27日)	33.8
第21期 (平成20年10月28日～平成21年 4月27日)	2.2
第22期 (平成21年 4月28日～平成21年10月26日)	25.5

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Bコース(為替ヘッジなし)」

計算期間	収益率(%)
第 3期 (平成11年10月26日～平成12年 4月25日)	10.0
第 4期 (平成12年 4月26日～平成12年10月25日)	3.4
第 5期 (平成12年10月26日～平成13年 4月25日)	0.0
第 6期 (平成13年 4月26日～平成13年10月25日)	10.9
第 7期 (平成13年10月26日～平成14年 4月25日)	6.7
第 8期 (平成14年 4月26日～平成14年10月25日)	22.2
第 9期 (平成14年10月26日～平成15年 4月25日)	0.0
第10期 (平成15年 4月26日～平成15年10月27日)	4.6
第11期 (平成15年10月28日～平成16年 4月26日)	12.5
第12期 (平成16年 4月27日～平成16年10月25日)	2.1
第13期 (平成16年10月26日～平成17年 4月25日)	6.6
第14期 (平成17年 4月26日～平成17年10月25日)	13.5

第15期 (平成17年10月26日～平成18年 4月25日)	13.4
第16期 (平成18年 4月26日～平成18年10月25日)	10.5
第17期 (平成18年10月26日～平成19年 4月25日)	11.6
第18期 (平成19年 4月26日～平成19年10月25日)	0.2
第19期 (平成19年10月26日～平成20年 4月25日)	15.1
第20期 (平成20年 4月26日～平成20年10月27日)	47.5
第21期 (平成20年10月28日～平成21年 4月27日)	4.9
第22期 (平成21年 4月28日～平成21年10月26日)	26.8

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しています。

6【手続等の概要】

1 申込（販売）手続等

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日にあたる日を除きます。）の午後3時（半日営業日は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を締結した場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

Aコース（為替ヘッジ付き）およびBコース（為替ヘッジなし）の間でスイッチングの申込みを受付けます。

申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

また、Aコース（為替ヘッジ付き）およびBコース（為替ヘッジなし）の間でスイッチングを行う場合の申込手数料は無手数料とします。

申込代金については、原則として取得申込受付日から起算して5営業日目までに申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得

申込みの受付を制限または停止することができます。

- b. 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・ フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

2 換金(解約)手続等

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日にあたる日を除きます。）の午後3時（半日営業日は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照下さい。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記 に準じて計算された価額とします。

上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

7【管理及び運営の概要】

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

< 基準価額の計算方法等について >

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

また、原則として日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、「Aコース(為替ヘッジ付き)」は「世インA」、「Bコース(為替ヘッジなし)」は「世インB」として、前日付の基準価額が掲載されます。

< 運用資産の評価基準および評価方法 >

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2) 保管

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、保管に関する該当事項はありません。

(3) 信託期間

信託契約締結日(平成10年11月30日)から無期限とします。

(4) 計算期間

当ファンドの計算期間は、毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとすることを原則とします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

信託の終了

(イ) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または運用体制等の変更等のやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終

了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(イ)の信託契約の解約をしません。
- (ホ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ) 上記(ハ)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- (イ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ロ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記 (二)の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

- (イ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記 (二)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎および信託終了時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

関係法人との契約の更改等

- (イ) 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

(ロ) 投資顧問契約

3ヵ月以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

(イ) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(ロ) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

(イ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

(ロ) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

- a. 受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b. 収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- c. 受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

償還金に対する請求権

- a. 受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b. 償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払いを開始します。
- c. 受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

反対者の買取請求権

前記「1資産管理等の概要（5）その他」の「信託の終了」または「信託約款の変更」のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記「1資産管理等の概要（5）その他」の「信託の終了（ロ）」または「信託約款の変更（ロ）」に規定する公告または書面に付記します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第2【財務ハイライト情報】

- (1) 以下の情報は、有価証券届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
- (2) 当財務諸表は、あらた監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、当該有価証券届出書に記載されている財務諸表に添付されております。

【ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）】**(1)【貸借対照表】**

(単位：円)

	第21期計算期間 (平成21年4月27日現在)	第22期計算期間 (平成21年10月26日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,000	1,355,515
親投資信託受益証券	223,222,736	299,513,355
派生商品評価勘定	2,225	-
未収入金	3,989,594	-
未収利息	-	2
流動資産合計	227,224,555	300,868,872
資産合計	227,224,555	300,868,872
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	41,557	13,319,305
未払金	46,300	-
未払解約金	-	2,685,462
未払受託者報酬	115,894	133,528
未払委託者報酬	961,808	1,108,247
その他未払費用	110,310	127,113
流動負債合計	1,275,869	17,373,655
負債合計	1,275,869	17,373,655
純資産の部		
元本等		
元本	381,697,315	381,464,993
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	155,748,629	97,969,776
(分配準備積立金)	48,877,144	48,494,492
元本等合計	225,948,686	283,495,217
純資産合計	225,948,686	283,495,217
負債純資産合計	227,224,555	300,868,872

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第21期計算期間 (自 平成20年10月28日 至 平成21年 4月27日)	第22期計算期間 (自 平成21年 4月28日 至 平成21年10月26日)
営業収益		
受取利息	-	12
有価証券売買等損益	5,091,553	61,835,808
為替差損益	9,327,633	2,851,327
営業収益合計	4,236,080	58,984,493
営業費用		
受託者報酬	115,894	133,528
委託者報酬	961,808	1,108,247
その他費用	110,310	127,113
営業費用合計	1,188,012	1,368,888
営業利益又は営業損失()	5,424,092	57,615,605
経常利益又は経常損失()	5,424,092	57,615,605
当期純利益又は当期純損失()	5,424,092	57,615,605
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	950,397	2,823,936
期首剰余金又は期首欠損金()	152,240,524	155,748,629
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,618,239	12,471,048
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,618,239	12,471,048
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,652,649	9,483,864
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,652,649	9,483,864
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	155,748,629	97,969,776

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第21期計算期間 (自 平成20年10月28日 至 平成21年 4月27日)	第22期計算期間 (自 平成21年 4月28日 至 平成21年10月26日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。	同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成21年4月25日及び平成21年4月26日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成21年4月27日としています。	計算期間末日の取扱い 平成21年10月25日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成21年10月26日としています。

【ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Bコース（為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期計算期間 (平成21年4月27日現在)	第22期計算期間 (平成21年10月26日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	519,795	54,654
親投資信託受益証券	547,680,087	735,938,105
流動資産合計	548,199,882	735,992,759
資産合計	548,199,882	735,992,759
負債の部		
流動負債		
未払解約金	12,678	500,836
未払受託者報酬	252,066	332,490
未払委託者報酬	2,092,092	2,759,605
その他未払費用	239,998	316,594
流動負債合計	2,596,834	3,909,525
負債合計	2,596,834	3,909,525
純資産の部		
元本等		
元本	838,840,321	887,647,057
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	293,237,273	155,563,823
（分配準備積立金）	203,951,469	200,419,407
元本等合計	545,603,048	732,083,234
純資産合計	545,603,048	732,083,234
負債純資産合計	548,199,882	735,992,759

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第21期計算期間 (自 平成20年10月28日 至 平成21年 4月27日)	第22期計算期間 (自 平成21年 4月28日 至 平成21年10月26日)
営業収益		
受取利息	-	9
有価証券売買等損益	30,411,055	153,510,721
営業収益合計	30,411,055	153,510,730
営業費用		
受託者報酬	252,066	332,490
委託者報酬	2,092,092	2,759,605
その他費用	239,998	316,594
営業費用合計	2,584,156	3,408,689
営業利益	27,826,899	150,102,041
経常利益	27,826,899	150,102,041
当期純利益	27,826,899	150,102,041
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	395,609	3,754,023
期首剰余金又は期首欠損金()	280,446,730	293,237,273
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,752,202	17,905,414
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,752,202	17,905,414
剰余金減少額又は欠損金増加額	47,765,253	26,579,982
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	47,765,253	26,579,982
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	293,237,273	155,563,823

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第21期計算期間 (自 平成20年10月28日 至 平成21年 4月27日)	第22期計算期間 (自 平成21年 4月28日 至 平成21年10月26日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成21年4月25日及び平成21年4月26日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成21年4月27日としています。	計算期間末日の取扱い 平成21年10月25日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成21年10月26日としています。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換について

該当事項はありません。

2. 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

3. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

4. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

7. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は次の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

(2) 保管

(3) 信託期間

(4) 計算期間

(5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

(2) 損益及び剰余金計算書

(3) 注記表

(4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成10年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

平成12年12月1日 ファンド名称の変更（「BT世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）/ Bコース（為替ヘッジなし）」より「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）/ Bコース（為替ヘッジなし）」へ変更）

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日にあたる日を除きます。）の午後3時（半日営業日は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を締結した場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

Aコース（為替ヘッジ付き）およびBコース（為替ヘッジなし）の間でスイッチングの申込みを受付けます。

「スイッチング」とは、「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）」を構成する各ファンドを一部解約した場合、当該解約請求受付日当日に「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）」を構成する他のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

また、Aコース（為替ヘッジ付き）およびBコース（為替ヘッジなし）の間でスイッチングを行う場合の申込手数料は無手数料とします。

申込代金については、原則として取得申込受付日から起算して5営業日目までに申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日にあたる日を除きます。）の午後3時（半日営業日は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記に準じて計算された価額とします。

上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法等について>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便宜上、1万口当たりには換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、「Aコース（為替ヘッジ付き）」は「世インA」、「Bコース（為替ヘッジなし）」は「世インB」として、前日付の基準価額が掲載されます。

<運用資産の評価基準および評価方法>

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日(平成10年11月30日)から無期限とします。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとすることを原則とします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

- (イ) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドの受益権の口数が10億口を下回るようになったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または運用体制等の変更等のやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託契約の解約をしません。
- (ホ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ) 上記(ハ)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- (イ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ロ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

- (イ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記 (二)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎および信託終了時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

関係法人との契約の更改等

- (イ) 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約
当初の契約の有効期間は1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。
- (ロ) 投資顧問契約
3ヵ月以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (イ) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (ロ) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- (イ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- (ロ) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

- a. 受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b. 収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、す。）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無

手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

- c. 受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

償還金に対する請求権

- a. 受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b. 償還金は、原則として信託終了日(信託終了日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払いを開始します。
- c. 受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

反対者の買取請求権

前記「1資産管理等の概要(5)その他」の「信託の終了」または「信託約款の変更」のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記「1資産管理等の概要(5)その他」の「信託の終了(ロ)」または「信託約款の変更(ロ)」に規定する公告または書面に付記します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第21期計算期間（平成20年10月28日から平成21年4月27日まで）及び第22期計算期間（平成21年4月28日から平成21年10月26日まで）について、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期計算期間（平成20年10月28日から平成21年4月27日まで）及び第22期計算期間（平成21年4月28日から平成21年10月26日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型)Aコース(為替ヘッジ付き)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第21期計算期間 (平成21年4月27日現在)	第22期計算期間 (平成21年10月26日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,000	1,355,515
親投資信託受益証券	223,222,736	299,513,355
派生商品評価勘定	2,225	-
未収入金	3,989,594	-
未収利息	-	2
流動資産合計	227,224,555	300,868,872
資産合計	227,224,555	300,868,872
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	41,557	13,319,305
未払金	46,300	-
未払解約金	-	2,685,462
未払受託者報酬	115,894	133,528
未払委託者報酬	961,808	1,108,247
その他未払費用	110,310	127,113
流動負債合計	1,275,869	17,373,655
負債合計	1,275,869	17,373,655
純資産の部		
元本等		
元本	381,697,315	381,464,993
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	155,748,629	97,969,776
(分配準備積立金)	48,877,144	48,494,492
元本等合計	225,948,686	283,495,217
純資産合計	225,948,686	283,495,217
負債純資産合計	227,224,555	300,868,872

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第21期計算期間 (自平成20年10月28日 至平成21年4月27日)	第22期計算期間 (自平成21年4月28日 至平成21年10月26日)
営業収益		
受取利息	-	12
有価証券売買等損益	5,091,553	61,835,808
為替差損益	9,327,633	2,851,327
営業収益合計	4,236,080	58,984,493
営業費用		
受託者報酬	115,894	133,528
委託者報酬	961,808	1,108,247
その他費用	110,310	127,113
営業費用合計	1,188,012	1,368,888
営業利益又は営業損失()	5,424,092	57,615,605
経常利益又は経常損失()	5,424,092	57,615,605
当期純利益又は当期純損失()	5,424,092	57,615,605
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	950,397	2,823,936
期首剰余金又は期首欠損金()	152,240,524	155,748,629
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,618,239	12,471,048
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,618,239	12,471,048
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,652,649	9,483,864
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,652,649	9,483,864
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	155,748,629	97,969,776

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第21期計算期間 (自平成20年10月28日 至平成21年4月27日)	第22期計算期間 (自平成21年4月28日 至平成21年10月26日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。	同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成21年4月25日及び平成21年4月26日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成21年4月27日としています。	計算期間末日の取扱い 平成21年10月25日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成21年10月26日としています。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第21期計算期間 (平成21年4月27日現在)	第22期計算期間 (平成21年10月26日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	381,697,315口	381,464,993口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は155,748,629円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は97,969,776円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5920円 (5,920円)	0.7432円 (7,432円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第21期計算期間 (自平成20年10月28日 至平成21年4月27日)	第22期計算期間 (自平成21年4月28日 至平成21年10月26日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産に対して年率0.19%以内の額	同左
2. 分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,984,197円)、収益調整金(51,336,401円)、分配準備積立金(46,892,947円)より、分配対象収益は、100,213,545円(1万口当たり2,625円)であります。今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,364,334円)、収益調整金(55,098,684円)、分配準備積立金(45,130,158円)より、分配対象収益は、103,593,176円(1万口当たり2,715円)であります。今期は分配を行っておりません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第21期計算期間(平成21年4月27日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	223,222,736	8,501,318
合計	223,222,736	8,501,318

第22期計算期間(平成21年10月26日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	299,513,355	60,273,011
合計	299,513,355	60,273,011

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	第21期計算期間 (自平成20年10月28日 至平成21年4月27日)	第22期計算期間 (自平成21年4月28日 至平成21年10月26日)
	1.取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。
2.取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3.取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4.取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5.取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が運用部門担当者の承認を得て行っております。	同左
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項
(通貨関連)

区分	種類	第21期計算期間(平成21年4月27日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1 年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	125,047,053	-	125,052,600	5,547
	カナダドル	10,376,444	-	10,381,800	5,356
	ユーロ	37,073,745	-	37,073,600	145
	イギリスポンド	22,670,688	-	22,691,200	20,512
	スイスフラン	8,492,080	-	8,490,000	2,080
	スウェーデンクローナ	3,675,163	-	3,679,700	4,537
	オーストラリアドル	7,624,111	-	7,629,600	5,489
	香港ドル	2,626,984	-	2,627,100	116
合計	217,586,268	-	217,625,600	39,332	

区分	種類	第22期計算期間(平成21年10月26日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1 年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	148,596,156	-	153,706,800	5,110,644
	カナダドル	13,813,486	-	14,858,000	1,044,514
	ユーロ	50,827,078	-	53,843,400	3,016,322
	イギリスポンド	29,596,371	-	31,437,000	1,840,629
	スイスフラン	11,216,830	-	11,863,800	646,970
	スウェーデンクローナ	4,847,753	-	5,152,800	305,047
	オーストラリアドル	11,492,205	-	12,732,000	1,239,795
	香港ドル	3,329,816	-	3,445,200	115,384
合計	273,719,695	-	287,039,000	13,319,305	

(注)時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第21期計算期間 (平成21年4月27日現在)	第22期計算期間 (平成21年10月26日現在)
元本の推移		
期首元本額	385,793,311円	381,697,315円
期中追加設定元本額	20,161,446円	30,445,401円
期中一部解約元本額	24,257,442円	30,677,723円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・世界株式インデックス・マザー	308,617,574	299,513,355	-
合計	-	308,617,574	299,513,355	-

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(3) 注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項で記載しております。

【ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Bコース（為替ヘッジなし）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期計算期間 (平成21年4月27日現在)	第22期計算期間 (平成21年10月26日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	519,795	54,654
親投資信託受益証券	547,680,087	735,938,105
流動資産合計	548,199,882	735,992,759
資産合計	548,199,882	735,992,759
負債の部		
流動負債		
未払解約金	12,678	500,836
未払受託者報酬	252,066	332,490
未払委託者報酬	2,092,092	2,759,605
その他未払費用	239,998	316,594
流動負債合計	2,596,834	3,909,525
負債合計	2,596,834	3,909,525
純資産の部		
元本等		
元本	838,840,321	887,647,057
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	293,237,273	155,563,823
（分配準備積立金）	203,951,469	200,419,407
元本等合計	545,603,048	732,083,234
純資産合計	545,603,048	732,083,234
負債純資産合計	548,199,882	735,992,759

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第21期計算期間 (自平成20年10月28日 至平成21年4月27日)	第22期計算期間 (自平成21年4月28日 至平成21年10月26日)
営業収益		
受取利息	-	9
有価証券売買等損益	30,411,055	153,510,721
営業収益合計	30,411,055	153,510,730
営業費用		
受託者報酬	252,066	332,490
委託者報酬	2,092,092	2,759,605
その他費用	239,998	316,594
営業費用合計	2,584,156	3,408,689
営業利益	27,826,899	150,102,041
経常利益	27,826,899	150,102,041
当期純利益	27,826,899	150,102,041
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	395,609	3,754,023
期首剰余金又は期首欠損金()	280,446,730	293,237,273
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,752,202	17,905,414
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,752,202	17,905,414
剰余金減少額又は欠損金増加額	47,765,253	26,579,982
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	47,765,253	26,579,982
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	293,237,273	155,563,823

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第21期計算期間 (自平成20年10月28日 至平成21年4月27日)	第22期計算期間 (自平成21年4月28日 至平成21年10月26日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成21年4月25日及び平成21年4月26日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成21年4月27日としています。	計算期間末日の取扱い 平成21年10月25日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成21年10月26日としています。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第21期計算期間 (平成21年4月27日現在)	第22期計算期間 (平成21年10月26日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	838,840,321口	887,647,057口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は293,237,273円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は155,563,823円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6504円 (6,504円)	0.8247円 (8,247円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第21期計算期間 (自平成20年10月28日 至平成21年4月27日)	第22期計算期間 (自平成21年4月28日 至平成21年10月26日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産に対して年率0.19%以内の額	同左
2. 分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(6,577,229円)、収益調整金(313,645,111円)、分配準備積立金(197,374,240円)より、分配対象収益は、517,596,580円(1万口当たり6,170円)であります。今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,335,406円)、収益調整金(355,873,484円)、分配準備積立金(192,084,001円)より、分配対象収益は、556,292,891円(1万口当たり6,267円)であります。今期は分配を行っておりません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第21期計算期間(平成21年4月27日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	547,680,087	31,099,117
合計	547,680,087	31,099,117

第22期計算期間(平成21年10月26日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	735,938,105	151,395,060
合計	735,938,105	151,395,060

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第21期計算期間 (平成21年4月27日現在)	第22期計算期間 (平成21年10月26日現在)
----	----------------------------	-----------------------------

元本の推移		
期首元本額	738,190,624円	838,840,321円
期中追加設定元本額	118,216,656円	100,126,897円
期中一部解約元本額	17,566,959円	51,320,161円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・世界株式インデックス・マザー	758,308,197	735,938,105	-
合計	-	758,308,197	735,938,105	-

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは「ドイチェ・世界株式インデックス・マザー」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「ドイチェ・世界株式インデックス・マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(平成21年4月27日現在)	(平成21年10月26日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	34,532,304	56,541,899
コール・ローン	14,550,451	12,382,846
株式	693,283,380	935,657,350
新株予約権証券	5,603	0
投資信託受益証券	440,298	1,064,321
投資証券	6,739,609	12,488,410
派生商品評価勘定	6,324,382	2,000,308
未収配当金	1,966,697	887,848
未収利息	23	23
差入委託証拠金	13,103,232	14,451,639
流動資産合計	770,945,979	1,035,474,644
資産合計	770,945,979	1,035,474,644
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	71,107
流動負債合計	-	71,107
負債合計	-	71,107
純資産の部		
元本等		
元本	1,011,683,496	1,066,925,771
剰余金		
剰余金又は欠損金()	240,737,517	31,522,234
元本等合計	770,945,979	1,035,403,537
純資産合計	770,945,979	1,035,403,537
負債純資産合計	770,945,979	1,035,474,644

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成20年10月28日 至平成21年4月27日)	(自平成21年4月28日 至平成21年10月26日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、新株予約権証券、投資信託受益証券、投資証券につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>株式、新株予約権証券、投資信託受益証券、投資証券につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引については、個別法に基づき、取引所の発表する計算日の清算値段又は最終相場を用いております。</p> <p>(2)為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>(1)同左</p> <p>(2)同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年4月27日現在)	(平成21年10月26日現在)
1. 受益権の総数	1,011,683,496口	1,066,925,771口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は240,737,517円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は31,522,234円です。
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7620円 (7,620円)	0.9705円 (9,705円)

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成21年4月27日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	693,283,380	2,350,050
新株予約権証券	5,603	785
投資信託受益証券	440,298	6,870
投資証券	6,739,609	583,661
合計	700,468,890	1,758,734

(平成21年10月26日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	935,657,350	177,804,292
新株予約権証券	0	0
投資信託受益証券	1,064,321	115,587
投資証券	12,488,410	2,057,759
合計	949,210,081	179,977,638

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	(自 平成20年10月28日 至 平成21年 4月27日)	(自 平成21年 4月28日 至 平成21年10月26日)
1.取引の内容	当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約及び株価指数先物取引であります。	同左
2.取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動、有価証券の価格変動リスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3.取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスク、有価証券の価格変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4.取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、価格変動リスクであります。	同左
5.取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が運用部門担当者の承認を得て行っております。	同左
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

区分	種類	(平成21年4月27日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1 年超(円)		
市場取引	株価指数先物取引 買建	57,385,390	-	63,709,772	6,324,382
	合計	57,385,390	-	63,709,772	6,324,382

区分	種類	(平成21年10月26日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1 年超(円)		
市場取引	株価指数先物取引 買建	72,212,170	-	74,141,371	1,929,201
	合計	72,212,170	-	74,141,371	1,929,201

(注) 時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 先物取引の評価においては、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(平成21年4月27日現在)	(平成21年10月26日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	897,420,185円	1,011,683,496円
期中追加設定元本額	185,325,112円	112,649,660円
期中一部解約元本額	71,061,801円	57,407,385円
期末元本額	1,011,683,496円	1,066,925,771円
2. 元本の内訳		
ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型)		
Aコース(為替ヘッジ付き)	292,943,224円	308,617,574円
ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型)		
Bコース(為替ヘッジなし)	718,740,272円	758,308,197円

[次へ](#)

(3) 附属明細表
有価証券明細表
(ア) 株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	ALPHA NATURAL RESOURCES INC	100	37.86	3,786.00	
	ANADARCO PETROLEUM CORP	250	65.34	16,335.00	
	APACHE CORP	190	99.39	18,884.10	
	ARCH COAL INC	110	24.03	2,643.30	
	BAKER HUGHES, INC	200	45.36	9,072.00	
	BJ SERVICES CO	210	20.50	4,305.00	
	CAMERON INTERNATIONAL CORP	180	40.16	7,228.80	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	350	26.73	9,355.50	
	CHEVRON CORP	1,057	76.68	81,050.76	
	CONOCOPHILLIPS	760	51.97	39,497.20	
	CONSOL ENERGY INC	170	47.42	8,061.40	
	DENBURY RESOURCES INC	100	16.40	1,640.00	
	DEVON ENERGY CORPORATION	230	68.22	15,690.60	
	EL PASO CORPORATION	436	10.52	4,586.72	
	ENSCO INTERNATIONAL INC	120	50.32	6,038.40	
	EOG RESOURCES INC	130	89.16	11,590.80	
	EXXON MOBIL CORP	2,614	73.57	192,311.98	
	FMC TECHNOLOGIES INC	60	57.67	3,460.20	
	HALLIBURTON CO	512	30.21	15,467.52	
	HELLMERICH & PAYNE	50	43.07	2,153.50	
	HESS CORP	190	58.95	11,200.50	
	MARATHON OIL CORP	380	34.01	12,923.80	
	MURPHY OIL CORP	120	63.10	7,572.00	
	NABORS INDUSTRIES LTD	150	22.60	3,390.00	
	NATIONAL OILWELL VARCO INC	294	46.89	13,785.66	
	NEWFIELD EXPLORATION CO	100	46.08	4,608.00	
	NOBLE CORP	160	43.81	7,009.60	
	NOBLE ENERGY INC	100	69.49	6,949.00	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	430	82.15	35,324.50	
	PATTERSON-UTI ENERGY INC	160	17.00	2,720.00	
	PEABODY ENERGY CORP	150	43.22	6,483.00	
	PETROHAWK ENERGY CORP	150	26.47	3,970.50	
	PIONEER NATURAL RESOURCES CO	110	42.74	4,701.40	
	RANGE RESOURCES CORP	100	54.98	5,498.00	
	ROWAN COMPANIES INC	60	26.25	1,575.00	
	SCHLUMBERGER LTD.	650	65.20	42,380.00	
	SMITH INTERNATIONAL INC	110	32.65	3,591.50	
	SOUTHWESTERN ENERGY CO	220	47.22	10,388.40	
	SPECTRA ENERGY CORP	420	20.00	8,400.00	
	SUNOCO INC	100	33.12	3,312.00	
	TRANSOCEAN LTD	179	89.86	16,084.94	
	ULTRA PETROLEUM CORP	100	53.60	5,360.00	
	VALERO ENERGY CORP	320	20.67	6,614.40	
	WEATHERFORD INTL LTD	360	19.93	7,174.80	
	WILLIAMS COS INC	290	19.13	5,547.70	
	XTO ENERGY INC	297	43.88	13,032.36	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	110	81.14	8,925.40	
	ALCOA INC	730	13.73	10,022.90	
	ALLEGHENY TECHNOLOGIES INC	30	34.00	1,020.00	
	CLIFFS NATURAL RESOURCES INC	70	37.83	2,648.10	
DOW CHEMICAL COMPANY	570	25.15	14,335.50		
DU PONT (E.I.) DE NEMOURS	540	33.23	17,944.20		
ECOLAB INC	160	46.10	7,376.00		
FREEMPORT-MCMORAN COPPER-B	260	81.35	21,151.00		
INTERNATIONAL PAPER	248	23.72	5,882.56		
MARTIN MARIETTA MATERIALS	40	90.54	3,621.60		
MEADWESTVACO CORP	200	23.93	4,786.00		
MONSANTO CO	286	75.23	21,515.78		
MOSAIC CO/THE	90	51.79	4,661.10		
NEWMONT MINING CORPORATION	290	44.91	13,023.90		
NUCOR CORP	180	44.17	7,950.60		
OWENS-ILLINOIS INC	150	36.60	5,490.00		

PPG INDUSTRIES INC	100	59.34	5,934.00
PRAXAIR INC.	180	82.68	14,882.40
UNITED STATES STEEL CORP	70	40.87	2,860.90
VULCAN MATERIALS CO	40	50.73	2,029.20
WEYERHAEUSER CO.	128	39.48	5,053.44
3M CO	370	77.82	28,793.40
BOEING CO	410	49.89	20,454.90
CATERPILLAR, INC	350	57.60	20,160.00
CUMMINS INC	120	48.59	5,830.80
DANAHER CORP	140	70.00	9,800.00
DEERE AND CO	260	48.08	12,500.80
DOVER CORPORATION	170	38.66	6,572.20
EATON CORP	90	63.10	5,679.00
EMERSON ELECTRIC CO.	410	39.68	16,268.80
FIRST SOLAR INC	20	152.39	3,047.80
FLUOR CORP	120	49.54	5,944.80
GENERAL DYNAMICS CORPORATION	200	66.60	13,320.00
GENERAL ELECTRIC CO.	5,543	15.20	84,253.60
GOODRICH CORP	60	57.44	3,446.40
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	410	38.26	15,686.60
ILLINOIS TOOL WORKS, INC.	270	47.78	12,900.60
INGERSOLL-RAND PLC	160	34.81	5,569.60
ITT CORP	140	54.81	7,673.40
JACOBS ENGINEERING GROUP INC	40	46.92	1,876.80
KBR INC	30	24.02	720.60
L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	80	74.42	5,953.60
LOCKHEED MARTIN CORPORATION	180	72.19	12,994.20
MASCO CORP.	300	13.54	4,062.00
MCDERMOTT INTL INC	120	25.49	3,058.80
NORTHROP GRUMMAN CORPORATION	170	49.66	8,442.20
PACCAR INC	190	39.06	7,421.40
PARKER HANNIFIN CORP.	105	56.86	5,970.30
PENTAIR INC	100	32.05	3,205.00
PRECISION CASTPARTS CORP	80	102.77	8,221.60
QUANTA SERVICES INC	110	22.82	2,510.20
RAYTHEON COMPANY	220	46.43	10,214.60
ROCKWELL AUTOMATION INC	90	43.26	3,893.40
ROCKWELL COLLINS	130	51.54	6,700.20
TEXTRON, INC	160	19.13	3,060.80
TYCO INTERNATIONAL LTD	265	35.12	9,306.80
UNITED TECHNOLOGIES CORPORATION	470	65.81	30,930.70
CINTAS CORPORATION	100	28.11	2,811.00
EQUIFAX INC	90	28.90	2,601.00
IRON MOUNTAIN INC	80	25.98	2,078.40
PITNEY-BOWES	130	25.87	3,363.10
R.R. DONNELLEY & SONS COMPANY	130	21.37	2,778.10
REPUBLIC SERVICES INC	271	26.80	7,262.80
ROBERT HALF INTL INC	160	25.72	4,115.20
STERICYCLE INC	30	53.17	1,595.10
WASTE MANAGEMENT INC	270	30.93	8,351.10
BURLINGTON NORTHERN SANTA FE CORPORATION	190	79.12	15,032.80
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	120	57.24	6,868.80
CSX CORPORATION	230	43.32	9,963.60
EXPEDITORS INTL WASH INC	110	33.08	3,638.80
FEDEX CORP	190	77.10	14,649.00
NORFOLK SOUTHERN CORPORATION	190	46.88	8,907.20
SOUTHWEST AIRLINES CO.	300	8.84	2,652.00
UNION PACIFIC CORP	260	57.73	15,009.80
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	360	55.70	20,052.00
FORD MOTOR COMPANY	1,840	7.63	14,039.20
GOODYEAR TIRE AND RUBBER CO.	100	17.75	1,775.00
HARLEY-DAVIDSON INC	130	27.73	3,604.90
JOHNSON CONTROLS INC.	400	26.54	10,616.00
BLACK + DECKER CORP COM	60	49.95	2,997.00
COACH INC	190	34.22	6,501.80
DR HORTON INC	200	12.42	2,484.00
FORTUNE BRANDS INC.	90	43.25	3,892.50

GARMIN LTD	50	37.92	1,896.00
LEGGETT AND PLATT INC	200	20.82	4,164.00
MATTEL INC.	300	19.52	5,856.00
NEWELL RUBBERMAID INC	250	15.15	3,787.50
NIKE INC. CLASS B	230	64.17	14,759.10
PULTE HOMES INC	210	10.08	2,116.80
TOLL BROTHERS INC	100	19.17	1,917.00
VF CORP	50	78.32	3,916.00
APOLLO GROUP INC-CL A	100	74.03	7,403.00
BLOCK H AND R INC	200	19.46	3,892.00
CARNIVAL CORP	240	32.03	7,687.20
DARDEN RESTAURANTS INC	100	31.29	3,129.00
INTERNATIONAL GAME TECHNOLOGY	270	20.82	5,621.40
LAS VEGAS SANDS CORP	170	16.51	2,806.70
MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	200	27.20	5,440.00
MCDONALD'S CORP	600	59.43	35,658.00
STARBUCKS CORP	380	20.27	7,702.60
STARWOOD HOTELS & RESORTS	120	33.00	3,960.00
WYNN RESORTS LTD	30	62.46	1,873.80
YUM! BRANDS INC	300	34.29	10,287.00
CABLEVISION SYSTEMS-NY GRP-A	100	23.49	2,349.00
CBS CORP-CL B	235	13.04	3,064.40
COMCAST CORP CL-A	990	15.06	14,909.40
COMCAST CORPORATION SPECIAL CLASS A	510	14.47	7,379.70
DIRECTV GROUP INC/THE	285	26.42	7,529.70
DISCOVERY COMMUNICATIONS-A	98	29.74	2,914.52
DISCOVERY COMMUNICATIONS-C	98	26.36	2,583.28
INTERPUBLIC GROUP OF COMPANIES, INC.	400	6.12	2,448.00
LIBERTY GLOBAL INC-A	118	21.80	2,572.40
LIBERTY GLOBAL INC-SERIES C	118	21.75	2,566.50
LIBERTY MEDIA CORP-ENT SER A	236	31.19	7,360.84
MCGRAW HILL COMPANIES INC.	190	30.49	5,793.10
NEWS CORP CLASS B WHEN ISSUE	224	14.42	3,230.08
NEWS CORP INC-CL A	1,114	12.26	13,657.64
OMNICOM GROUP	180	35.86	6,454.80
TIME WARNER CABLE	164	41.24	6,763.36
TIME WARNER INC	656	30.78	20,191.68
VIACOM INC CLASS-B	295	28.36	8,366.20
VIRGIN MEDIA INC	100	13.75	1,375.00
WALT DISNEY CORPORATION	990	28.89	28,601.10
AMAZON COM INC	200	118.49	23,698.00
AUTONATION INC	100	20.53	2,053.00
AUTOZONE INC	20	137.62	2,752.40
BED BATH & BEYOND INC	200	36.17	7,234.00
BEST BUY CO INC	230	39.17	9,009.10
CARMAX INC	150	22.32	3,348.00
EXPEDIA INC	150	26.36	3,954.00
GAP INC.	355	22.02	7,817.10
GENUINE PARTS CO	100	37.47	3,747.00
HOME DEPOT INC	970	26.27	25,481.90
J.C PENNEY COMPANY	100	36.03	3,603.00
KOHL'S CORP	210	59.19	12,429.90
LIBERTY MEDIA INTERACTIVE A	296	12.07	3,572.72
LIMITED BRANDS INC	260	19.22	4,997.20
LOWE'S COMPANIES	830	20.71	17,189.30
MACY'S INC	244	18.87	4,604.28
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	100	35.02	3,502.00
PRICELINE.COM INC	20	177.14	3,542.80
SHERWIN WILLIAMS COMPANY	80	58.26	4,660.80
STAPLES INC	395	22.60	8,927.00
TARGET CORP	430	49.03	21,082.90
TIFFANY & CO NEW	130	41.45	5,388.50
TJX COMPANIES INC	260	39.78	10,342.80
COSTCO WHOLESALE CORP	230	57.81	13,296.30
CVS CAREMARK CORP	750	37.16	27,870.00
KROGER COMPANY	400	23.70	9,480.00

SAFEWAY INC	280	22.40	6,272.00
SUPERVALU INC	59	16.55	976.45
SYSCO CORPORATION COM.	390	27.23	10,619.70
WAL-MART STORES INC.	1,240	50.44	62,545.60
WALGREEN COMPANY	490	39.05	19,134.50
WHOLE FOODS MARKET INC	100	33.36	3,336.00
ALTRIA GROUP INC	1,190	17.93	21,336.70
ARCHER DANIELS MIDLAND CO	304	30.66	9,320.64
BUNGE LIMITED	80	63.54	5,083.20
CAMPBELL SOUP COMPANY	200	31.89	6,378.00
COCA-COLA ENTERPRISES	100	19.98	1,998.00
CONAGRA FOODS INC	350	21.56	7,546.00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	200	16.25	3,250.00
DEAN FOODS CO	100	18.26	1,826.00
DR PEPPER SNAPPLE GROUP-W/I	134	27.65	3,705.10
GENERAL MILLS INC	180	64.95	11,691.00
HANSEN NATURAL CORP	220	37.45	8,239.00
HERSHEY FOODS CORP	140	38.06	5,328.40
HJ HEINZ CO	190	40.46	7,687.40
KELLOGG CO	170	50.20	8,534.00
KRAFT FOODS INC-A	828	27.05	22,397.40
LORILLARD INC	110	79.82	8,780.20
MOLSON COORS BREWING CO -B	90	50.24	4,521.60
PEPSI BOTTLING GROUP INC	100	37.38	3,738.00
PEPSIAMERICAS INC	100	29.18	2,918.00
PEPSICO INC.	820	61.03	50,044.60
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	1,080	49.07	52,995.60
REYNOLDS AMERICAN INC	120	48.44	5,812.80
SARA LEE CORP	420	11.48	4,821.60
THE COCA-COLA COMPANY	1,090	53.24	58,031.60
AVON PRODUCTS INC.	320	34.98	11,193.60
CLOROX COMPANY	100	59.14	5,914.00
COLGATE-PALMOLIVECO	270	77.72	20,984.40
KIMBERLY CLARK CORP. COM.	230	61.57	14,161.10
PROCTER & GAMBLE CO	1,537	57.64	88,592.68
AETNA INC	260	26.07	6,778.20
AMERISOURCEBERGEN CORP	260	23.19	6,029.40
BARD (C.R.) INC	60	76.74	4,604.40
BAXTER INTERNATIONAL INC.	360	55.08	19,828.80
BECTON DICKINSON & COMPANY	130	67.50	8,775.00
BOSTON SCIENTIFIC CORP.	755	8.75	6,606.25
CARDINAL HEALTH INC	190	28.66	5,445.40
CAREFUSION CORP	95	22.63	2,149.85
CIGNA CORPORATION	180	28.50	5,130.00
COVENTRY HEALTH CARE INC	130	18.70	2,431.00
COVIDIEN PLC	265	43.44	11,511.60
DENTSPLY INTERNATIONAL INC	130	35.99	4,678.70
EXPRESS SCRIPTS INC	140	80.70	11,298.00
HOLOGIC INC	100	15.59	1,559.00
HOSPIRA INC	120	45.97	5,516.40
HUMANA INC	100	37.54	3,754.00
IMS HEALTH INCORPORATED	300	17.41	5,223.00
INTUITIVE SURGICAL INC	20	262.96	5,259.20
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	50	70.73	3,536.50
MCKESSON CORP	148	60.31	8,925.88
MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	270	57.27	15,462.90
MEDTRONIC INC.	620	36.37	22,549.40
QUEST DIAGNOSTICS	130	56.32	7,321.60
ST JUDE MEDICAL INC	210	34.40	7,224.00
STRYKER CORP	150	48.03	7,204.50
UNITEDHEALTH GROUP INC	660	25.85	17,061.00
WELLPOINT INC	310	46.03	14,269.30
ZIMMER HOLDINGS INC	130	54.71	7,112.30
ABBOTT LABORATORIES	840	51.31	43,100.40
ALLERGAN INC	210	56.73	11,913.30
AMGEN INC	570	56.17	32,016.90
BIOGEN IDEC INC	170	43.81	7,447.70
BRISTOL MYERS SQUIBB CO.	1,080	22.24	24,019.20

CELGENE CORP	240	54.21	13,010.40
CEPHALON INC	70	53.92	3,774.40
CHARLES RIVER LABORATORIES	100	38.99	3,899.00
ELI LILLY & CO	540	33.96	18,338.40
FOREST LABORATORIES INC	160	27.88	4,460.80
GENZYME CORP-GENL DIVISION	140	52.24	7,313.60
GILEAD SCIENCES INC	500	43.83	21,915.00
ILLUMINA INC	100	40.87	4,087.00
JOHNSON & JOHNSON	1,440	60.54	87,177.60
LIFE TECHNOLOGIES CORP	90	47.75	4,297.50
MERCK AND CO. INC.	1,140	32.43	36,970.20
MYLAN INC	100	16.13	1,613.00
PFIZER INC	4,189	17.25	72,260.25
SCHERING-PLOUGH CORP	900	28.97	26,073.00
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	270	47.66	12,868.20
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	100	32.50	3,250.00
WATERS CORP	70	56.99	3,989.30
BB&T CORPORATION	330	26.07	8,603.10
COMERICA INC.	100	30.79	3,079.00
FIFTH THIRD BANCORP	430	10.34	4,446.20
HUDSON CITY BANCORP INC	320	13.41	4,291.20
KEYCORP	240	6.48	1,555.20
M & T BANK CORP	50	68.77	3,438.50
MARSHALL & ILSLEY CORP	500	5.97	2,985.00
PEOPLE'S UNITED FINANCIAL	180	16.61	2,989.80
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	282	52.41	14,779.62
REGIONS FINANCIAL CORP	500	5.53	2,765.00
SUNTRUST BANKS INC.	239	20.99	5,016.61
U.S. BANCORP	1,055	24.95	26,322.25
WELLS FARGO & COMPANY	2,337	29.32	68,520.84
AMERICAN EXPRESS COMPANY	640	34.58	22,131.20
AMERIPRISE FINANCIAL INC	120	37.07	4,448.40
BANK OF AMERICA CORP	4,567	16.22	74,076.74
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	614	29.67	18,217.38
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	230	40.95	9,418.50
CHARLES SCHWAB CORPORATION	550	17.94	9,867.00
CITIGROUP INC	8,390	4.46	37,419.40
CME GROUP INC	40	319.96	12,798.40
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	275	15.03	4,133.25
FRANKLIN RESOURCES INC	100	112.93	11,293.00
GOLDMAN SACHS GROUP INC	260	180.36	46,893.60
INVESCO LTD	308	22.36	6,886.88
JEFFERIES GROUP INC (NEW)	100	27.29	2,729.00
JP MORGAN CHASE&CO	1,990	45.23	90,007.70
LEGG MASON INC	70	31.90	2,233.00
MOODY'S CORPORATION	140	25.03	3,504.20
MORGAN STANLEY	620	35.00	21,700.00
NASDAQ OMX GROUP/THE	100	19.85	1,985.00
NORTHERN TRUST CORPORATION	50	53.14	2,657.00
NYSE EURONEXT	130	29.15	3,789.50
SLM CORP	220	11.00	2,420.00
STATE STREET CORP	300	45.70	13,710.00
T ROWE PRICE GROUP INC	160	54.27	8,683.20
TD AMERITRADE HOLDING CORP	130	19.42	2,524.60
ACE LTD	220	54.38	11,963.60
AFLAC INCORPORATED	290	44.41	12,878.90
ALLSTATE CORPORATION	270	31.50	8,505.00
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	80	38.90	3,112.00
AON CORPORATION	170	40.50	6,885.00
ASSURANT INC	30	31.15	934.50
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	5	3,318.00	16,590.00
CHUBB CORP	200	50.64	10,128.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	150	25.69	3,853.50
EVEREST RE GROUP LTD	30	89.11	2,673.30
FIDELITY NATIONAL FINL-A	100	14.63	1,463.00
HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP	160	25.90	4,144.00
LINCOLN NATIONAL CORPORATION	140	25.41	3,557.40

LOEWS CORP	200	35.88	7,176.00
MARSH & MCLENNAN COMPANIES	310	24.89	7,715.90
METLIFE INC	430	36.95	15,888.50
OLD REPUBLIC INTL CORP	100	11.23	1,123.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	200	28.21	5,642.00
PROGRESSIVE CORP	400	16.49	6,596.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	290	49.73	14,421.70
THE TRAVELERS COS INC	310	51.30	15,903.00
UNUM GROUP	170	21.34	3,627.80
WR BERKLEY CORP	130	24.99	3,248.70
XL CAPITAL LTD-CLASS A	139	17.18	2,388.02
ACCENTURE PLC-CL A	320	37.77	12,086.40
ACTIVISION BLIZZARD INC	300	12.20	3,660.00
ADOBE SYSTEMS INC	290	34.78	10,086.20
AKAMA I TECHNOLOGIES	90	21.50	1,935.00
AUTODESK INC	100	26.58	2,658.00
AUTOMATIC DATA PROCESSING	270	40.37	10,899.90
BMC SOFTWARE INC	70	37.16	2,601.20
CA INC	300	21.61	6,483.00
CITRIX SYSTEMS INC	100	39.34	3,934.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	180	40.52	7,293.60
COMPUTER SCIENCES CORP	130	51.78	6,731.40
DST SYSTEMS INC	100	43.73	4,373.00
EBAY INC	630	23.56	14,842.80
ELECTRONIC ARTS INC.	200	19.71	3,942.00
FISERV INC	130	48.61	6,319.30
GOOGLE INC-CL A	130	553.69	71,979.70
INTUIT INC	200	29.87	5,974.00
MASTERCARD INC-CLASS A	60	229.96	13,797.60
MCA FEE INC	80	43.73	3,498.40
MICROSOFT CORPORATION	4,220	28.02	118,244.40
NUANCE COMMUNICATIONS INC	100	14.63	1,463.00
ORACLE CORP	2,185	22.05	48,179.25
PAYCHEX INC.	210	28.52	5,989.20
RED HAT INC	110	27.49	3,023.90
SYMANTEC CORP	580	16.66	9,662.80
VERISIGN INC	200	23.79	4,758.00
VISA INC-CLASS A SHARES	250	74.12	18,530.00
WESTERN UNION CO	469	18.79	8,812.51
YAHOO INC	860	17.22	14,809.20
AGILENT TECHNOLOGIES INC	225	26.20	5,895.00
APPLE INC	470	203.94	95,851.80
CISCO SYSTEMS INC	3,050	24.17	73,718.50
CORNING INC	950	15.65	14,867.50
DELL INC	970	15.48	15,015.60
DOLBY LABORATORIES INC-CL A	110	45.05	4,955.50
EMC CORP/MASS	1,180	17.49	20,638.20
FLEXTRONICS INTL LTD	547	7.24	3,960.28
HEWLETT-PACKARD COMPANY	1,300	48.56	63,128.00
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP.	710	120.36	85,455.60
JUNIPER NETWORKS INC	360	27.31	9,831.60
MOTOROLA INC.	1,610	8.24	13,266.40
NETAPP INC	240	28.75	6,900.00
QUALCOMM INC	890	40.70	36,223.00
SANDISK CORP	120	22.12	2,654.40
SEAGATE TECHNOLOGY	190	15.73	2,988.70
SUN MICROSYSTEMS INC	447	8.44	3,772.68
TERADATA CORP	100	28.33	2,833.00
TYCO ELECTRONICS LTD	275	23.26	6,396.50
WESTERN DIGITAL CORP	100	35.44	3,544.00
XEROX CORPORATION	600	7.88	4,728.00
AMERICAN TOWER CORP-CL A	230	38.46	8,845.80
AT&T INC	3,122	25.73	80,329.06
CENTURYTEL INC	127	33.12	4,206.24
CROWN CASTLE INTL CORP	130	32.27	4,195.10
NII HOLDINGS INC	90	30.99	2,789.10
QWEST COMM INTL	1,360	3.58	4,868.80

	SPRINT NEXTEL CORP	1,507	3.25	4,897.75
	VERIZON COMMUNICATIONS	1,530	28.85	44,140.50
	AES CORPORATION	390	14.22	5,545.80
	ALLEGHENY ENERGY INC	90	26.30	2,367.00
	AMEREN CORPORATION	170	25.20	4,284.00
	AMERICAN ELECTRIC POWER COMPANY	330	30.81	10,167.30
	AQUA AMERICA INC	100	15.89	1,589.00
	CALPINE CORP	100	11.25	1,125.00
	CENTERPOINT ENERGY INC	300	12.85	3,855.00
	CONSOLIDATED EDISON CO N.Y. INC.	190	41.81	7,943.90
	CONSTELLATION ENERGY GROUP	120	31.83	3,819.60
	DOMINION RESOURCES	312	35.17	10,973.04
	DTE ENERGY COMPANY COM.	130	37.85	4,920.50
	DUKE ENERGY CORP	710	16.10	11,431.00
	EDISON INTERNATIONAL COMMON STOCK	220	32.64	7,180.80
	ENERGEN CORP	70	47.20	3,304.00
	ENERGY CORP.	100	79.29	7,929.00
	EQT CORP	90	44.54	4,008.60
	EXELON CORPORATION	390	49.87	19,449.30
	FIRSTENERGY CORP	200	45.93	9,186.00
	FPL GROUP INC	210	52.63	11,052.30
	NRG ENERGY INC	100	26.90	2,690.00
	PG&E CORP	210	41.69	8,754.90
	PINNACLE WEST CAPITAL	100	33.48	3,348.00
	PPL CORPORATION	200	30.54	6,108.00
	PROGRESS ENERGY INC	200	37.68	7,536.00
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	330	30.31	10,002.30
	SEMPRA ENERGY	170	52.74	8,965.80
	SOUTHERN COMPANY	460	32.67	15,028.20
	XCEL ENERGY INC	270	19.45	5,251.50
	ADVANCED MICRO DEVICES INC COM.	261	5.60	1,461.60
	ALTERA CORPORATION	160	20.86	3,337.60
	ANALOG DEVICES	260	27.12	7,051.20
	APPLIED MATERIALS INC	800	12.95	10,360.00
	BROADCOM CORP-CL A	225	28.50	6,412.50
	INTEL CORP	3,000	19.78	59,340.00
	KLA-TENCOR CORP	100	35.07	3,507.00
	LINEAR TECHNOLOGY CORP	210	26.60	5,586.00
	MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	200	14.58	2,916.00
	MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	100	18.41	1,841.00
	MEMC ELECTRONIC MATERIALS	110	13.87	1,525.70
	MICRON TECHNOLOGY	550	7.45	4,097.50
	NVIDIA CORP	220	13.15	2,893.00
	TEXAS INSTRUMENTS, INC.	760	23.50	17,860.00
	XILINX INC	270	22.91	6,185.70
小計				5,348,673.02 (492,345,351)
カナダドル	CAMECO CORP	200	31.95	6,390.00
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	275	74.43	20,468.25
	ENBRIDGE INC	200	42.18	8,436.00
	ENCANA CORP	500	63.10	31,550.00
	HUSKY ENERGY INC	123	30.40	3,739.20
	IMPERIAL OIL LTD.	200	43.03	8,606.00
	NEXEN INC	282	24.52	6,914.64
	NIKO RESOURCES LTD	20	86.60	1,732.00
	SUNCOR ENERGY INC	908	38.37	34,839.96
	TALISMAN ENERGY INC	600	19.37	11,622.00
	TRANSCANADA CORP	354	33.40	11,823.60
	AGNICO-EAGLE MINES	100	72.10	7,210.00
	AGRIUM INC	100	55.52	5,552.00
	BARRICK GOLD CORP	507	39.59	20,072.13
	ELDORADO GOLD CORP	180	12.53	2,255.40
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	40	77.27	3,090.80
	FRANCO-NEVADA CORP	10	27.39	273.90
	GOLDCORP INC	400	42.18	16,872.00
	IAMGOLD CORP	280	14.49	4,057.20

	INMET MINING CORPORATION	20	67.03	1,340.60
	IVANHOE MINES LTD	110	13.29	1,461.90
	KINROSS GOLD CORP	400	22.50	9,000.00
	PAN AMERICAN SILVER CORP	40	24.11	964.40
	POTASH CORPORATION OF SASKATCHEWAN, INC.	188	105.95	19,918.60
	SHERRITT INTERNATIONAL CORP	130	7.79	1,012.70
	SILVER WHEATON CORP	140	14.67	2,053.80
	TECK RESOURCES LTD-CL B	291	34.81	10,129.71
	YAMANA GOLD INC	441	12.66	5,583.06
	BOMBARDIER INC CLASS B	900	4.69	4,221.00
	CAE INC	160	9.08	1,452.80
	SNC-LAVALIN GROUP INC	80	45.44	3,635.20
	RITCHIE BROS AUCTIONEERS	200	24.81	4,962.00
	CANADIAN NATIONAL RAILWAY CO	253	53.00	13,409.00
	CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	85	49.20	4,182.00
	MAGNA INTERNATIONAL INC-CL A	50	46.94	2,347.00
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	50	20.22	1,011.00
	SHAW COMMUNICATIONS INC-B	207	19.95	4,129.65
	THOMSON REUTERS CORP	215	34.47	7,411.05
	ALIMENTATION COUCHE-TARD -B	60	18.70	1,122.00
	LOBLAW COMPANIES LTD	100	30.66	3,066.00
	METRO INC -A	60	34.35	2,061.00
	SHOPPERS DRUG MART CORP	147	43.81	6,440.07
	WESTON (GEORGE) LTD	30	56.18	1,685.40
	SAPUTO INC	70	26.05	1,823.50
	BIOVAIL CORPORATION	100	14.70	1,470.00
	BANK OF MONTREAL	282	52.03	14,672.46
	BANK OF NOVA SCOTIA	499	46.34	23,123.66
	CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	203	64.36	13,065.08
	NATIONAL BANK OF CANADA	100	59.10	5,910.00
	ROYAL BANK OF CANADA	736	56.11	41,296.96
	TORONTO-DOMINION BANK	450	64.97	29,236.50
	IGM FINANCIAL INC	43	40.80	1,754.40
	ONEX CORPORATION	50	26.01	1,300.50
	TMX GROUP INC	40	34.15	1,366.00
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	17	373.26	6,345.42
	GREAT WEST LIFECO INC	132	24.71	3,261.72
	MANULIFE FINANCIAL CORP	790	21.71	17,150.90
	POWER CORP OF CANADA	200	27.53	5,506.00
	POWER FINANCIAL CORP	200	29.10	5,820.00
	SUN LIFE FINANCIAL INC	400	30.50	12,200.00
	BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	300	23.99	7,197.00
	BROOKFIELD PROPERTIES CORP	100	11.50	1,150.00
	CGI GROUP INC - CL A	130	13.31	1,730.30
	OPEN TEXT CORP	20	41.27	825.40
	RESEARCH IN MOTION	298	69.20	20,621.60
	BCE INC	201	25.45	5,115.45
	ROGERS COMMUNICATIONS CL B	300	28.89	8,667.00
	TELUS CORPORATION -NON VOTE	70	30.92	2,164.40
	TRANSALTA CORP	53	21.24	1,125.72
小計				552,004.99
				(48,250,756)

[次へ](#)

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
ユーロ	COMPAGNIE GENERALE DE GEOPHYSIQUE-VERITA	237	15.64	3,707.86	
	ENI SPA	1,347	17.73	23,882.31	
	FUGRO NV-CVA	23	40.85	939.66	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	120	12.19	1,462.80	
	NESTE OIL OYJ	70	12.89	902.30	
	OMV AG	90	29.26	2,633.40	
	REPSOL YPF S.A	437	18.64	8,145.68	
	SAIPEM	195	22.05	4,299.75	
	SBM OFFSHORE NV	172	14.17	2,437.24	
	TECHNIP S.A.	47	48.65	2,286.55	
	TENARIS SA	255	13.22	3,371.10	
	TOTAL SA	1,109	42.33	46,943.97	
	ACERINOX SA	83	14.32	1,188.56	
	AKZO NOBEL N.V	134	44.17	5,919.45	
	ARCELORMITTAL	461	25.48	11,746.28	
	BASF SE	516	39.16	20,206.56	
	CRH PLC	354	18.87	6,679.98	
	K+S AG	79	41.00	3,239.00	
	KONINKLIJKE DSM NV	56	31.93	1,788.08	
	L'AIR LIQUIDE	156	77.12	12,030.72	
	LAFARGE	124	61.70	7,650.80	
	LINDE AG	77	75.00	5,775.00	
	OUTOKUMPU OYJ	62	12.31	763.22	
	RAUTARUUKKI OYJ	34	15.66	532.44	
	SALZGITTER AG	13	67.18	873.34	
	SOLVAY SA	39	70.34	2,743.26	
	STORA ENSO OYJ-R	461	5.40	2,489.40	
	THYSSEN KRUPP AG	192	24.44	4,692.48	
	TITAN CEMENT CO. S.A.	27	24.00	648.00	
	UMICORE	41	21.94	899.74	
	UPM-KEMMENE	310	8.31	2,576.10	
	VOESTALPINE AG	60	25.50	1,530.00	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	125	34.35	4,293.75	
	ALSTOM	124	49.11	6,090.26	
	BOUYGUES	134	35.30	4,730.20	
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	209	36.41	7,609.69	
	EIFFAGE	22	40.25	885.50	
	EUROPEAN AERONAUTIC DEFENCE	246	13.95	3,431.70	
	FINMECCANICA SPA	260	12.15	3,159.00	
	FOMENTO DE CONSTRUC Y CONTRA	65	29.86	1,940.90	
	GAMESA CORP TECNOLOGICA SA	94	12.75	1,198.50	
	GEA GROUP AG	132	14.47	1,910.04	
	HOCHTIEF AG	20	56.84	1,136.80	
	KONE OYJ-B	86	26.75	2,300.50	
	KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS NV	511	18.07	9,233.77	
	MAN SE	62	58.87	3,649.94	
	METSO OYJ	79	19.14	1,512.06	
	SCHNEIDER ELECTRIC SA	122	72.80	8,881.60	
	SIEMENS AG	445	65.67	29,223.15	
	SOLARWORLD AG	81	15.40	1,247.40	
THALES	108	33.87	3,657.96		
VALLOUREC	22	116.05	2,553.10		
VINCI SA	271	37.89	10,268.19		
WARTSILA OYJ-B SHARES	53	26.53	1,406.09		
ZARDOYA OTIS SA	89	14.12	1,256.68		
RANDSTAD HOLDING NV	26	28.38	738.01		
SOCIETE BIC SA	26	48.17	1,252.42		
ABERTIS INFRAESTRUCTURAS SA	180	15.65	2,817.00		
ATLANTIA SPA	169	16.96	2,866.24		
BRISA	159	6.96	1,106.95		
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	191	11.61	2,218.46		
DEUTSCHE POST AG-REG	530	12.39	6,566.70		
IBERIA LINEAS AER DE ESPANA	2,174	2.12	4,621.92		

RYANAIR HOLDINGS PLC	358	3.22	1,152.76
TNT NV	208	18.69	3,888.56
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	169	35.94	6,073.86
DAIMLER AG	465	36.85	17,137.57
FIAT SPA	350	11.04	3,864.00
MICHELIN (CGDE)-B	61	54.63	3,332.43
NOKIAN RENKAAT OYJ	90	16.50	1,485.00
PEUGEOT SA	99	23.90	2,366.10
PIRELLI & C	3,103	0.40	1,266.02
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PFD	51	56.05	2,858.55
RENAULT SA	92	35.04	3,224.14
VOLKSWAGEN AG	50	115.15	5,757.50
VOLKSWAGEN AG PREFERRED STOCK	50	73.12	3,656.00
ADIDAS AG	117	34.74	4,064.58
HERMES INTERNATIONAL	43	98.01	4,214.43
LUXOTTICA GROUP SPA	57	17.23	982.11
LVMH MOET-HENNESSY LOUIS VUITTON	125	72.00	9,000.00
ACCOR	150	34.31	5,146.50
OPAP SA	160	18.15	2,904.00
TUI AG	293	5.87	1,721.37
LAGARDERE S.C.A.	55	33.65	1,851.02
MEDIASET SPA	596	4.74	2,826.53
PUBLICIS GROUPE	55	27.80	1,529.27
REED ELSEVIER NV	339	7.75	2,627.58
SES	168	15.99	2,686.32
VIVENDI SA	753	19.62	14,773.86
WOLTERS KLUWER	172	15.46	2,659.98
INDITEX	134	39.48	5,290.32
PPR	45	79.76	3,589.20
CARREFOUR SA	326	30.15	9,830.53
CASINO GUICHARD PERRACHON	65	55.50	3,607.50
COLRUYT SA	4	157.60	630.40
DELHAIZE GROUP	62	47.48	2,943.76
KESKO OYJ-B SHS	75	22.99	1,724.25
KONINKLIJKE AHOLD NV	634	8.56	5,430.21
METRO AG	84	39.26	3,297.84
ANHEUSER-BUSCH INBEV	379	33.81	12,815.88
COCA-COLA HELLENIC BOTTLING	150	18.40	2,760.00
DANONE	288	41.25	11,880.00
HEINEKEN NV	111	29.75	3,302.80
KERRY GROUP PLC-A	46	20.00	920.00
PARMALAT SPA	952	1.90	1,809.75
PERNOD-RICARD	89	55.72	4,959.08
UNILEVER NV-CVA	863	20.84	17,989.23
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	132	31.25	4,125.00
L'OREAL	162	69.15	11,202.30
ESSILOR INTERNATIONAL	105	38.65	4,058.25
FRESENIUS MEDICAL CARE AG AND CO	101	32.37	3,269.37
FRESENIUS SE-PFD	21	40.05	841.05
BAYER AG	410	47.82	19,606.20
ELAN CORPORATION PLC	234	3.42	800.28
MERCK KGAA	46	69.50	3,197.00
ORION OYJ-CLASS B	90	12.53	1,127.70
QIAGEN N.V.	99	14.32	1,417.68
SANOFI-AVENTIS	576	52.03	29,969.28
UCB SA	95	30.37	2,885.62
ALPHA BANK A.E.	238	14.20	3,379.60
ANGLO IRISH BANK CORP PLC	222	0.00	0.00
BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	1,153	1.41	1,630.34
BANCA POPOLARE DI MILANO	217	5.52	1,197.84
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA	1,879	12.50	23,487.50
BANCO COMERCIAL PORTUGUES-R	1,393	1.03	1,438.96
BANCO DE SABADELL SA	493	4.82	2,376.26
BANCO DE VALENCIA SA	188	6.12	1,150.56
BANCO ESPIRITO SANTO-REG	127	5.17	656.59
BANCO POPOLARE SPA	361	6.64	2,397.04

BANCO POPULAR ESPANOL SA	555	6.50	3,607.50
BANCO SANTANDER SA	4,338	11.40	49,453.20
BANCO SANTANDER SA - RTS	4,338	0.12	546.58
BANK OF CYPRUS PUBLIC CO LTD	213	5.94	1,265.22
BANKINTER SA	139	7.62	1,059.18
BNP PARIBAS	480	56.25	27,000.00
COMMERZBANK AG DM50	409	8.12	3,323.12
CREDIT AGRICOLE SA	431	14.67	6,322.77
DEXIA	314	6.65	2,088.10
EFG EUROBANK ERGASIAS	132	12.00	1,584.00
ERSTE GROUP BANK AG	100	29.86	2,986.00
INTESA SANPAOLO	4,005	3.04	12,195.22
INTESA SANPAOLO-RNC	416	2.33	969.28
KBC GROUPE	76	34.10	2,591.60
NATIONAL BANK OF GREECE	341	26.42	9,009.22
PIRAEUS BANK S.A	173	12.72	2,200.56
RAIFFEISEN INTL BANK HOLDING	20	45.20	904.00
SOCIETE GENERALE-A	253	48.24	12,205.98
UNICREDIT SPA	7,449	2.48	18,510.76
UNIONE DI BANCHE ITALIANE SC	416	10.32	4,293.12
DEUTSCHE BANK AG REG	311	52.90	16,453.45
DEUTSCHE BOERSE AG	104	59.73	6,211.92
EURAZEO	102	47.72	4,867.44
GROUPE BRAUXELLES LAMBERT SA	55	65.36	3,594.80
ING GROEP NV	1,107	11.66	12,907.62
MARFIN INVESTMENT GROUP SA	264	3.01	794.64
MEDIOBANCA	320	9.01	2,883.20
POHJOLA BANK PLC	486	7.91	3,844.26
AEGON NV	847	5.74	4,863.47
ALLIANZ SE	243	83.55	20,302.65
ASSICURAZIONI GENERALI	635	18.53	11,766.55
AXA	873	18.44	16,098.12
FORTIS	1,182	3.18	3,763.48
MEDIOLANUM SPA	151	4.61	697.24
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	114	111.04	12,658.56
SAMPO OYJ-A SHS	238	17.16	4,084.08
SCOR SE	100	17.67	1,767.00
CAP GEMINI SOGETI SA	90	33.69	3,032.55
SAP AG	474	34.47	16,338.78
ALCATEL-LUCENT	1,219	3.06	3,735.01
NOKIA OYJ	1,974	8.80	17,371.20
BELGACOM SA	107	27.25	2,916.28
DEUTSCHE TELEKOM AG	1,531	9.55	14,628.70
ELISA OYJ	77	14.72	1,133.44
FRANCE TELECOM SA	1,041	17.77	18,498.57
HELLENIC TELECOMMUNICATIONS ORGANIZATION	160	12.60	2,016.00
KONINKLIJKE KPN NV	943	11.99	11,306.57
PORTUGAL TELECOM, SA-REGISTERED SHARES	345	7.87	2,716.87
TELECOM ITALIA SPA	5,688	1.16	6,598.08
TELECOM ITALIA-RNC	3,712	0.83	3,082.81
TELEFONICA S.A	2,240	19.05	42,672.00
TELEKOM AUSTRIA AG	160	11.95	1,912.00
ACCIONA SA	16	88.70	1,419.20
E.ON AG	1,025	26.95	27,623.75
EDP RENOVAVEIS SA	121	6.81	824.25
ELECTRICITE DE FRANCE	140	39.41	5,517.40
ENAGAS	99	13.86	1,372.63
ENEL SPA	3,476	4.18	14,547.06
ENERGIAS DE PORTUGAL	1,011	3.05	3,090.62
FORTUM OYJ	247	16.75	4,137.25
GAS NATURAL SDG-E	212	13.85	2,937.26
GDF SUEZ	683	29.53	20,168.99
IBERDROLA SA	1,908	6.27	11,963.16
OEST ELEKTRIZATSWIRTS-CLA(VERBUND)	50	32.79	1,639.50
RED ELECTRICA CORPORACION SA	110	35.90	3,949.00

	RWE AG	235	61.40	14,429.00
	SNAM RETE GAS	862	3.20	2,760.55
	TERNA SPA	355	2.68	951.40
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	305	22.86	6,973.82
	ASML HOLDING NV	234	20.00	4,681.17
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	464	3.47	1,612.40
	STMICROELECTRONICS NV	417	5.92	2,468.64
小計				1,225,494.52
イギリスポンド				(169,204,028)
	AMEC PLC	149	8.64	1,287.36
	BG GROUP PLC	1,791	11.39	20,399.49
	BP PLC	9,846	5.65	55,629.90
	CAIRN ENERGY PLC	69	29.21	2,015.49
	PETROFAC LTD	110	10.27	1,129.70
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A UK	1,860	19.04	35,414.40
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	1,424	18.52	26,379.60
	TULLOW OIL PLC	420	12.61	5,296.20
	ANGLO AMERICAN PLC	668	23.80	15,898.40
	ANTOFAGASTA PLC	243	8.58	2,084.94
	BHP BILLITON PLC	1,162	18.32	21,287.84
	EURASIAN NATURAL RESOURC-W/I	50	9.44	472.25
	JOHNSON MATTHEY PLC	148	14.92	2,208.16
	KAZAKHMYS PLC	44	12.94	569.36
	LONMIN PLC	80	17.11	1,368.80
	RANDGOLD RESOURCES LTD	35	44.75	1,566.25
	REXAM PLC	377	2.80	1,055.60
	RIO TINTO PLC	764	30.00	22,923.82
	VEDANTA RESOURCES PLC	71	23.58	1,674.18
	XSTRATA PLC	1,143	10.12	11,567.16
	BAE SYSTEMS PLC	1,897	3.17	6,019.18
	BALFOUR BEATTY PLC	362	2.87	1,039.66
	BUNZL PLC	338	6.51	2,202.07
	COBHAM PLC	559	2.20	1,230.35
	INVENSYS PLC	516	3.05	1,578.44
	ROLLS-ROYCE GROUP PLC	1,091	4.74	5,172.43
	SMITHS GROUP PLC	228	9.25	2,110.14
	TOMKINS PLC	812	1.76	1,429.12
	WOLSELEY PLC	142	14.45	2,051.90
	CAPITA GROUP PLC	322	7.81	2,516.43
	EXPERIAN PLC	601	5.74	3,449.74
	G4S PLC	329	2.48	816.90
	SERCO GROUP PLC	194	5.21	1,010.74
	BRITISH AIRWAYS	541	2.09	1,135.01
	FIRSTGROUP PLC	212	4.02	853.51
	BERKELEY GROUP HOLDINGS	150	9.07	1,361.25
	BURBERRY GROUP PLC	173	5.49	949.77
	CARNIVAL PLC	118	20.82	2,456.76
	COMPASS GROUP	1,138	3.94	4,483.72
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	213	8.11	1,728.49
	LADBROKES PLC	425	1.37	583.95
	THOMAS COOK GROUP PLC	287	2.21	636.56
	WHITBREAD PLC	84	12.91	1,084.44
	BRITISH SKY BROADCASTING PLC	653	5.53	3,611.09
	PEARSON PLC	438	8.48	3,714.24
	REED ELSEVIER PLC	600	4.62	2,772.00
	WPP GROUP PLC	635	5.56	3,530.60
	HOME RETAIL GROUP	488	3.05	1,491.32
	KINGFISHER PLC	1,588	2.36	3,752.44
	MARKS AND SPENCER PLC	764	3.47	2,653.37
	NEXT PLC	99	18.70	1,851.30
	SAINSBURY (J) PLC	614	3.38	2,080.84
	TESCO PLC	3,976	3.89	15,494.47
	WM MORRISON SUPERMARKETS	1,273	2.72	3,462.56
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	1,083	19.75	21,389.25
	CADBURY PLC	718	7.86	5,643.48
	DIAGEO PLC	1,306	9.62	12,570.25
	IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	566	18.17	10,284.22

	SABMILLER PLC	486	16.47	8,004.42
	UNILEVER PLC	658	18.66	12,278.28
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	323	30.66	9,903.18
	SMITH & NEPHEW PLC	499	5.40	2,697.09
	ASTRAZENECA PLC	772	27.69	21,376.68
	GLAXO SMITHKLINE	2,744	12.36	33,929.56
	SHIRE PLC	283	10.35	2,929.05
	BARCLAYS PLC	5,611	3.61	20,280.95
	HSBC HOLDINGS PLC	9,162	6.98	64,005.73
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	8,557	0.96	8,234.40
	ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP PLC	9,035	0.47	4,253.67
	STANDARD CHARTERED PLC	1,065	16.05	17,093.25
	3I GROUP PLC	476	2.96	1,410.38
	ICAP PLC	296	4.54	1,345.32
	INVESTEC PLC	398	4.71	1,876.57
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	92	8.80	809.60
	MAN GROUP PLC	863	3.51	3,029.13
	SCHRODERS PLC	109	11.87	1,293.83
	ADMIRAL GROUP PLC	75	10.87	815.25
	AVIVA PLC	1,604	4.31	6,916.44
	FRIENDS PROVIDENT GROUP PLC	1,441	0.79	1,149.91
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	3,610	0.84	3,061.28
	OLD MUTUAL PLC	2,209	1.12	2,489.54
	PRUDENTIAL PLC	1,496	6.33	9,477.16
	RSA INSURANCE GROUP PLC	1,812	1.30	2,355.60
	STANDARD LIFE PLC	1,034	2.30	2,381.30
	AUTONOMY CORP PLC	125	14.44	1,805.00
	SAGE GROUP PLC (THE)	351	2.29	805.89
	BT GROUP PLC	4,280	1.35	5,790.84
	CABLE & WIRELESS PLC	1,050	1.41	1,480.50
	VODAFONE GROUP PLC	27,311	1.37	37,552.62
	CENTRICA PLC	2,664	2.41	6,425.56
	DRAX GROUP PLC	164	4.71	773.91
	INTERNATIONAL POWER PLC	925	2.59	2,398.52
	NATIONAL GRID PLC	1,276	5.87	7,496.50
	SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY	541	10.74	5,810.34
	SEVERN TRENT PLC	117	9.58	1,120.86
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	326	4.39	1,432.11
小計				686,721.11
スイスフラン				(102,809,017)
	JULIUS BAER GROUP LTD	111	42.26	4,690.86
	GIVAUDAN-REG	6	755.00	4,530.00
	HOLCIM LTD-REG	128	70.05	8,966.40
	SYNGENTA AG	57	253.25	14,435.25
	ABB LTD	1,298	21.54	27,958.92
	GEBERIT AG-REG	21	161.70	3,395.70
	ADECCO SA REGISTER	72	50.85	3,661.20
	SGS SA	4	1,371.00	5,484.00
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	19	92.90	1,765.10
	CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A	389	30.12	11,716.68
	THE SWATCH GROUP AG-BR	11	254.00	2,794.00
	ARYZTA AG	29	39.70	1,151.30
	NESTLE SA-REG	1,925	46.46	89,435.50
	NOBEL BIOCARE HOLDING AG-REG	220	30.60	6,732.00
	SONOVA HOLDING SG-REG	22	106.00	2,332.00
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	10	276.00	2,760.00
	SYNTHES INC	30	122.30	3,669.00
	ACTELION LTD-REG	39	58.50	2,281.50
	NOVARTIS AG-REG SHS	1,165	52.40	61,046.00
	ROCHE HOLDING AG GENUSSSCHEIN	385	161.10	62,023.50
	CREDIT SUISSE GROUP AG	581	56.75	32,971.75
	GAM HOLDING LTD	111	13.29	1,475.19
	UBS AG(REGISTERED)	1,883	18.41	34,666.03
	BALOISE HOLDING R	19	93.90	1,784.10
	SWISS LIFE HOLDING AG	15	135.30	2,029.50
	SWISS RE - REG	245	47.66	11,676.70
	ZURICH FINANCIAL SERVICES AG	91	253.25	23,045.75

	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	103	19.18	1,975.54
	SWISSCOM AG	14	374.50	5,243.00
小計				435,696.47
スウェーデンク ローナ				(39,761,659)
	SSAB AB-A SHARES	100	105.00	10,500.00
	SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	350	98.90	34,615.00
	ALFA LAVAL AB	200	88.00	17,600.00
	ASSA ABLOY AB-B	200	115.50	23,100.00
	ATLAS COPCO AB-A SHS	400	95.20	38,080.00
	ATLAS COPCO AB-B SHS	100	84.50	8,450.00
	SANDVIK AB	700	79.00	55,300.00
	SCANIA AB-B SHS	100	96.25	9,625.00
	SKANSKA AB-B SHS	200	105.40	21,080.00
	SKF AB-B SHARES	200	114.00	22,800.00
	VOLVO AB B	550	69.75	38,362.50
	SECURITAS AB-B SHS	200	66.90	13,380.00
	ELECTROLUX B-F	85	165.00	14,025.00
	HUSQVARNA AB-B SHS	285	47.00	13,395.00
	HENNES AND MAURITZ AB B-F	350	406.50	142,275.00
	SWEDISH MATCH AB	200	146.50	29,300.00
	NORDEA BANK AB	1,870	74.50	139,315.00
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BK-A	764	44.60	34,074.40
	SVENSKA HANDELSBANKEN -A SHS	244	192.50	46,970.00
	SWEDBANK AB - A SHARES	200	61.50	12,300.00
	INVESTOR AB-B SHS	238	126.75	30,166.50
	ERICSSON LM B-F	1,548	72.00	111,456.00
	MILLICOM INTL CELLULAR-SDR	26	466.50	12,129.00
	TELE 2 AB-B SHS	200	104.10	20,820.00
	TELIASONERA AB	1,291	47.30	61,064.30
小計				960,182.70
ノルウェークロ ネ				(13,020,077)
	SEADRILL LTD	150	126.60	18,990.00
	STATOILHYDRO ASA	558	138.60	77,338.80
	NORSK HYDRO ASA	300	41.90	12,570.00
	YARA INTERNATIONAL	100	197.00	19,700.00
	ORKLA ASA	450	54.65	24,592.50
	RENEWABLE ENERGY CORP AS	100	41.75	4,175.00
	DNB NOR ASA	250	67.90	16,975.00
	TELENOR ASA	450	71.30	32,085.00
小計				206,426.30
デンマーククロ ネ				(3,420,483)
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	27	453.00	12,231.00
	VESTAS WIND SYSTEMS AS	142	341.00	48,422.00
	A P MOELLER - MAERSK A/S - B	1	38,300.00	38,300.00
	CARLSBERG AS-B	55	367.00	20,185.00
	NOVO-NORDISK A/S-B	245	322.00	78,890.00
	DANSKE BANK A/S	229	129.50	29,655.50
	TOPDANMARK A/S	6	770.00	4,620.00
小計				232,303.50
オーストラリアド ル				(4,309,229)
	ARROW ENERGY LTD	349	4.36	1,521.64
	CALTEX AUSTRALIA LIMITED	96	10.87	1,043.52
	ENERGY RESOURCES OF AUST	61	25.55	1,558.55
	ORIGIN ENERGY LIMITED	460	16.48	7,580.80
	PALADIN ENERGY LIMITED	294	4.82	1,417.08
	SANTOS LTD	416	15.55	6,468.80
	WOODSIDE PETROLEUM LIMITED	346	51.80	17,922.80
	WORLEYPARSONS LTD	55	29.04	1,597.20
	ALUMINA LTD	1,647	1.86	3,063.42
	AMCOR LTD.	1,668	5.72	9,540.96
	BHP BILLITON LIMITED	1,884	40.20	75,736.80
	BLUESCOPE STEEL LTD	1,534	3.31	5,077.54
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	919	4.03	3,703.57
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	178	7.56	1,345.68

	NEWCREST MINING LIMITED	246	35.47	8,725.62
	ONESTEEL LIMITED	875	3.38	2,957.50
	ORICA LIMITED	190	23.88	4,537.20
	OZ MINERALS LTD	3,772	1.23	4,658.42
	RIO TINTO LIMITED	231	67.50	15,592.50
	SIMS METAL MANAGEMENT LTD	42	22.61	949.62
	LEIGHTON HOLDINGS LIMITED	50	37.65	1,882.50
	BRAMBLES LTD	1,187	7.28	8,641.36
	ASCIANO GROUP	1,210	1.65	1,996.50
	TOLL HOLDINGS LIMITED	193	8.67	1,673.31
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	572	4.91	2,808.52
	WESFARMERS LIMITED	757	28.26	21,392.82
	WESFARMERS LTD-PPP	86	28.35	2,438.10
	WOOLWORTHS LTD	813	29.31	23,829.03
	COCA-COLA AMATIL LIMITED	188	10.72	2,015.36
	FOSTER'S GROUP LTD	1,058	5.58	5,903.64
	COCHLEAR LTD	20	63.07	1,261.40
	CSL LIMITED	365	32.17	11,742.05
	AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP	1,220	23.85	29,097.00
	BENDIGO AND ADELAIDE BANK	175	9.90	1,732.50
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	776	56.24	43,642.24
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD.	1,009	30.91	31,188.19
	WESTPAC BANKING CORP. LTD.	1,778	27.30	48,539.40
	ASX LTD	82	35.65	2,923.30
	MACQUARIE GROUP LIMITED	261	53.24	13,895.64
	PERPETUAL LTD	46	40.00	1,840.00
	AMP LIMITED	1,570	6.38	10,016.60
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LT	787	3.86	3,037.82
	QBE INSURANCE GROUP LTD	673	23.45	15,781.85
	SUNCORP-METWAY LTD	656	9.40	6,166.40
	LEND LEASE CORPORATION LTD.	833	10.29	8,571.57
	TELSTRA CORPORATION LTD.	3,150	3.19	10,048.50
	AGL ENERGY LTD	653	14.35	9,370.55
小計				496,435.37
ニュージーランド ドル				(42,157,291)
	FLETCHER BUILDING LTD	236	8.42	1,987.12
	TELECOM CORP OF NEW ZEALAND	882	2.50	2,205.00
	CONTACT ENERGY LTD	149	6.28	935.72
小計				5,127.84
香港ドル				(356,077)
	HUTCHISON WHAMPOA	2,000	58.00	116,000.00
	CATHAY PACIFIC AIRWAYS	1,000	12.74	12,740.00
	ESPRIT HOLDINGS LTD	500	54.90	27,450.00
	LI & FUNG LTD	2,000	33.95	67,900.00
	BANK OF EAST ASIA	1,555	28.55	44,395.25
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	3,000	18.22	54,660.00
	HANG SENG BANK	400	111.20	44,480.00
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR CHEUNG KONG	500	145.50	72,750.00
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	1,000	105.50	105,500.00
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	2,000	31.10	62,200.00
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	1,000	55.30	55,300.00
	NEW WORLD DEVELOPMENT	2,945	18.18	53,540.10
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	1,000	122.10	122,100.00
	SWIRE PACIFIC LTD 'A'	500	97.40	48,700.00
	WHARF HOLDINGS LTD	1,000	42.30	42,300.00
	CLP HOLDINGS LTD	1,000	52.25	52,250.00
	HONG KONG AND CHINA GAS	4,422	19.48	86,140.56
	HONGKONG ELECTRIC HOLDINGS	500	41.70	20,850.00
小計				1,089,255.91
シンガポールドル				(12,940,360)
	KEPPEL CORP LTD	1,000	8.15	8,150.00
	SINGAPORE TECHNOLOGIES ENGINEERING LTD.	2,000	2.90	5,800.00
	COMFORTDELGRO CORP LTD	1,000	1.57	1,570.00
	NEPTUNE ORIENT LINES LTD	2,000	1.74	3,480.00
	GENTING SINGAPORE PLC	1,200	1.11	1,332.00

	SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD	1,000	3.90	3,900.00	
	GOLDEN AGRI-RESOURCES LTD	5,200	0.46	2,392.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	1,000	6.43	6,430.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	1,000	13.00	13,000.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	1,564	7.63	11,933.32	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	1,000	17.40	17,400.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	1,000	8.24	8,240.00	
	CAPITALAND LTD	2,500	4.35	10,875.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	4,150	3.10	12,865.00	
小計				107,367.32	
				(7,083,022)	
合計				935,657,350	
				(935,657,350)	

[前](#) [次](#)

(イ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	証券数/ 口数	評価額	備考
新株予約権証券	ユーロ	MEDIOBANCA SPA-CW11	305.00	0.00	
	計			0.00 (0)	
	小計			0 (0)	
投資信託受益証券	カナダドル	CANADIAN OIL SANDS TRUST	100	3,168.00	
		ENERPLUS RESOURCES FUND	210	5,296.20	
		PENN WEST ENERGY TRUST	200	3,712.00	
	計			12,176.20 (1,064,321)	
	小計			1,064,321 (1,064,321)	
投資証券	アメリカドル	ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	290	5,060.50	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	61	4,461.54	
		BOSTON PROPERTIES INC	100	6,266.00	
		DUKE REALTY CORP	500	5,965.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	240	6,952.80	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	50	2,960.00	
		HCP INC	170	5,093.20	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	281	2,970.17	
		KIMCO REALTY CORP	100	1,366.00	
		PLUM CREEK TIMBER CO	170	5,628.70	
		PROLOGIS	250	3,132.50	
		PUBLIC STORAGE	70	5,232.50	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	145	9,981.80	
		VENTAS INC	100	4,007.00	
	VORNADO REALTY TRUST	102	6,197.52		
	計		2,629	75,275.23 (6,929,084)	
	ユーロ	FONCIERE DES REGIONS	12	927.36	
		ICADE	11	808.94	
		KLEPIERRE	38	1,133.35	
		UNIBAIL RODAMCO SE	47	7,087.60	
計		108	9,957.25 (1,374,797)		
イギリスポンド	BRITISH LAND COMPANY PLC	728	3,509.68		
	HAMMERSON PLC	258	1,090.30		
	LAND SECURITIES GROUP PLC	342	2,287.98		
	SEGRO PLC	309	1,159.98		
計		1,637	8,047.94 (1,204,857)		
オーストラリアドル	GOODMAN GROUP	3,593	2,353.41		
	GPT GROUP	4,470	2,860.80		
	MIRVAC GROUP	898	1,459.25		
	SP AUSNET	3,928	3,574.48		
	STOCKLAND	1,200	4,848.00		
	WESTFIELD GROUP	1,518	19,992.06		
計		15,607	35,088.00 (2,979,672)		
	小計			12,488,410 (12,488,410)	
合計				13,552,731 (13,552,731)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入新 株予約 権証券 時価比 率	組入投資 信託受益 証券時価 比率	組入投 資証券 時価比 率	合計金 額に対 する比 率
アメリカドル	株式 442銘柄 投資証券 15銘柄	47.6%	-	-	-	52.6%

カナダドル	株式 投資信託受 益証券	69銘柄 3銘柄	4.7%	-	-	-	5.2%
			-	-	0.1%	-	
ユーロ	株式 新株予約権 証券 投資証券	201銘柄 1銘柄 4銘柄	16.3%	-	-	-	17.9%
			-	0.0%	-	-	
			-	-	-	0.1%	
イギリスポンド	株式 投資証券	96銘柄 4銘柄	9.9%	-	-	-	10.9%
			-	-	-	0.1%	
スイスフラン	株式	29銘柄	3.8%	-	-	-	4.2%
スウェーデンクローナ	株式	25銘柄	1.3%	-	-	-	1.4%
ノルウェークローネ	株式	8銘柄	0.3%	-	-	-	0.4%
デンマーククローネ	株式	7銘柄	0.4%	-	-	-	0.4%
オーストラリアドル	株式 投資証券	47銘柄 6銘柄	4.1%	-	-	-	4.8%
			-	-	-	0.3%	
ニュージーランドドル	株式	3銘柄	0.0%	-	-	-	0.0%
香港ドル	株式	18銘柄	1.2%	-	-	-	1.4%
シンガポールドル	株式	14銘柄	0.7%	-	-	-	0.8%

信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
(2)注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項で記載しております。

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Aコース(為替ヘッジ付き)」

(平成21年11月30日現在)

資産総額	283,186,805円
負債総額	290,105円
純資産総額(-)	282,896,700円
発行済数量	382,013,977口
1単位当たり純資産額(/)	0.7405円

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Bコース(為替ヘッジなし)」

(平成21年11月30日現在)

資産総額	694,514,476円
負債総額	731,780円
純資産総額(-)	693,782,696円
発行済数量	891,948,419口
1単位当たり純資産額(/)	0.7778円

(参考情報)

「ドイチェ・世界株式インデックス・マザー」

(平成21年11月30日現在)

資産総額	974,652,667円
負債総額	188,808円
純資産総額(-)	974,463,859円
発行済数量	1,063,590,499口
1単位当たり純資産額(/)	0.9162円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Aコース(為替ヘッジ付き)」

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第3期 (平成11年10月26日～平成12年 4月25日)	15,489,364	262,562
第4期 (平成12年 4月26日～平成12年10月25日)	23,773,330	2,400,943
第5期 (平成12年10月26日～平成13年 4月25日)	121,464,276	3,074,874
第6期 (平成13年 4月26日～平成13年10月25日)	227,927,911	13,830,186
第7期 (平成13年10月26日～平成14年 4月25日)	379,182,716	14,780,013
第8期 (平成14年 4月26日～平成14年10月25日)	249,363,562	81,382,035
第9期 (平成14年10月26日～平成15年 4月25日)	66,295,127	1,223,636,308
第10期 (平成15年 4月26日～平成15年10月27日)	62,851,879	98,751,605
第11期 (平成15年10月28日～平成16年 4月26日)	52,175,888	66,517,862
第12期 (平成16年 4月27日～平成16年10月25日)	35,331,917	172,098,908
第13期 (平成16年10月26日～平成17年 4月25日)	30,460,201	93,453,948
第14期 (平成17年 4月26日～平成17年10月25日)	21,045,184	243,559,545
第15期 (平成17年10月26日～平成18年 4月25日)	15,253,700	110,994,424
第16期 (平成18年 4月26日～平成18年10月25日)	12,749,495	61,085,261
第17期 (平成18年10月26日～平成19年 4月25日)	27,042,786	38,954,600
第18期 (平成19年 4月26日～平成19年10月25日)	16,992,080	57,504,904
第19期 (平成19年10月26日～平成20年 4月25日)	10,654,548	9,496,955
第20期 (平成20年 4月26日～平成20年10月27日)	15,665,874	15,360,726
第21期 (平成20年10月28日～平成21年 4月27日)	20,161,446	24,257,442
第22期 (平成21年 4月28日～平成21年10月26日)	30,445,401	30,677,723

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Bコース(為替ヘッジなし)」

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第3期 (平成11年10月26日～平成12年 4月25日)	12,557,746	3,377,728
第4期 (平成12年 4月26日～平成12年10月25日)	23,003,797	1,383,852
第5期 (平成12年10月26日～平成13年 4月25日)	60,096,387	15,885,977
第6期 (平成13年 4月26日～平成13年10月25日)	121,930,703	4,963,331
第7期 (平成13年10月26日～平成14年 4月25日)	262,427,957	9,601,797
第8期 (平成14年 4月26日～平成14年10月25日)	193,044,366	31,422,049

第9期 (平成14年10月26日～平成15年4月25日)	79,637,936	32,826,480
第10期 (平成15年4月26日～平成15年10月27日)	123,293,363	81,397,667
第11期 (平成15年10月28日～平成16年4月26日)	80,081,020	86,319,255
第12期 (平成16年4月27日～平成16年10月25日)	56,297,197	63,962,133
第13期 (平成16年10月26日～平成17年4月25日)	60,071,413	109,708,768
第14期 (平成17年4月26日～平成17年10月25日)	40,911,109	148,116,966
第15期 (平成17年10月26日～平成18年4月25日)	34,624,316	93,869,623
第16期 (平成18年4月26日～平成18年10月25日)	37,480,828	46,942,447
第17期 (平成18年10月26日～平成19年4月25日)	47,239,914	43,631,022
第18期 (平成19年4月26日～平成19年10月25日)	160,997,739	103,566,704
第19期 (平成19年10月26日～平成20年4月25日)	109,705,184	56,760,291
第20期 (平成20年4月26日～平成20年10月27日)	112,960,067	41,041,094
第21期 (平成20年10月28日～平成21年4月27日)	118,216,656	17,566,959
第22期 (平成21年4月28日～平成21年10月26日)	100,126,897	51,320,161

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円(平成21年11月末日現在)

発行する株式の総数

200,000株(平成21年11月末日現在)

発行済株式総数

61,560株(平成21年11月末日現在)

最近5年間における資本金の額の増減

平成17年10月31日 資本金を金1,248百万円から金1,998百万円へ増額

平成18年12月20日 資本金を金1,998百万円から金2,328百万円へ増額

平成21年5月29日 資本金を金2,328百万円から金3,078百万円へ増額

(2) 委託会社の機構

委託会社は、取締役会および監査役会をおきます。

取締役および監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数はそれぞれ3名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項および法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役会は、監査役全員で組織され、委託会社の会計監査および業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(投資信託の運用プロセス)

四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの海外拠点からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通しならびに大まかな運用方針を決定します。

運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。

コンプライアンス部モニタリング・チームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。

運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析すると共に、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

コンプライアンス部は、運用部から独立した立場で、取引の妥当性のチェックおよび利益相反取引のチェックを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成21年11月末日現在、委託会社の運用するファンドは71本、純資産総額は513,454百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	単位型	株式投資信託	1本	39,625百万円
	追加型	株式投資信託	47本	378,132百万円
私募	追加型	株式投資信託	23本	95,697百万円
合計			71本	513,454百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	* 2	2,154,472	* 2	1,768,033
前払費用		42,854		20,809
未収委託者報酬		3,406,055		1,129,811
未収運用受託報酬		201,729		87,545
未収投資助言報酬		197,166		266,854
未収収益		178,631		85,323
繰延税金資産		224,664		-
立替金	* 2	148,320	* 2	50,428
未収消費税等		-		51,466
為替予約		-		41,957
その他流動資産		2,624		12,964
流動資産合計		6,556,518		3,515,195
固定資産				
無形固定資産				
ソフトウェア	* 1	1,795	* 1	48,623
無形固定資産合計		1,795		48,623
投資その他の資産				
長期差入保証金		25,000		25,200
敷金		24,696		23,100
投資その他の資産合計		49,696		48,300
固定資産合計		51,492		96,924
資産合計		6,608,010		3,612,119

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	85,020	59,914
未払収益分配金	2,503	3
未払償還金	1,508	1,508
未払手数料	1,739,478	575,892
その他未払金	5,146	5,928
未払費用	* 2 1,585,202	* 2 1,200,116
未払法人税等	17,782	6,340
賞与引当金	69,967	79,648
未払消費税等	132,481	-
その他流動負債	3,956	-
流動負債合計	3,643,048	1,929,352
固定負債		
退職給付引当金	792,135	880,823
長期未払費用	310,355	189,912
固定負債合計	1,102,491	1,070,736
負債合計	4,745,539	3,000,088
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,328,000	2,328,000
資本剰余金		
資本準備金	1,080,000	1,080,000
資本剰余金合計	1,080,000	1,080,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,545,529	2,795,968
利益剰余金合計	1,545,529	2,795,968
株主資本合計	1,862,470	612,031
純資産合計	1,862,470	612,031
負債・純資産合計	6,608,010	3,612,119

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	13,122,698	8,885,526
運用受託報酬	882,950	414,943
投資助言報酬	240,231	295,004
その他営業収益	515,253	277,728
営業収益合計	14,761,134	9,873,202
営業費用		
支払手数料	6,260,708	4,248,615
広告宣伝費	719,517	224,220
公告費	245	1,160
調査費	145,596	143,673
委託調査費	1,164,143	944,269
情報機器関連費	* 1 278,223	* 1 221,823
委託計算費	47,466	40,729
通信費	9,025	13,448
印刷費	235,927	182,917
協会費	5,974	8,853
諸会費	1,085	953
諸経費	9,121	111,304
営業費用合計	8,877,035	6,141,969
一般管理費		
役員報酬	55,289	57,669
給料・手当	1,131,861	1,274,106
賞与	861,214	437,874
交際費	167,754	78,253
寄附金	10,261	10,500
旅費交通費	101,673	92,517
租税公課	22,206	22,696
不動産賃借料	321,205	341,325
退職給付費用	370,773	117,819
固定資産減価償却費	4,876	4,136
福利厚生費	* 1 300,086	361,650
業務委託費	* 1 1,501,143	* 1 1,105,512
退職金	7,703	18,703
諸経費	155,010	106,289
一般管理費合計	5,011,062	4,029,053
営業利益又は営業損失()	873,035	297,820
営業外収益		
その他	1,201	1,380
営業外収益合計	1,201	1,380
営業外費用		
為替差損	61,837	19,360
その他	9,340	1,269
営業外費用合計	71,177	20,629
経常利益又は経常損失()	803,060	317,069
特別損失		
投資有価証券売却損	-	371,564
割増退職金	-	163,860
確定拠出年金制度移行に伴う損失	-	89,608
その他の特別損失	-	78,024
特別損失合計	-	703,058
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	803,060	1,020,128
法人税、住民税及び事業税	4,135	5,647
法人税等調整額	224,664	224,664
法人税等合計	228,799	230,311
当期純利益又は当期純損失()	1,023,589	1,250,439

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,328,000	2,328,000
当期末残高	2,328,000	2,328,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,080,000	1,080,000
当期末残高	1,080,000	1,080,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,569,118	1,545,529
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失 ()	1,023,589	1,250,439
当期変動額合計	1,023,589	1,250,439
当期末残高	1,545,529	2,795,968
株主資本合計		
前期末残高	838,881	1,862,470
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失 ()	1,023,589	1,250,439
当期変動額合計	1,023,589	1,250,439
当期末残高	1,862,470	612,031
純資産合計		
前期末残高	838,881	1,862,470
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失 ()	1,023,589	1,250,439
当期変動額合計	1,023,589	1,250,439
当期末残高	1,862,470	612,031

重要な会計方針

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	(1)無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。	(1)無形固定資産 同左
2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法	時価法を採用しております。	同左
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。 (2)賞与引当金 支給見込額の当期負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異（283,741千円）については15年による均等額を費用処理していましたが、平成18年3月期のリストラの実施による従業員の大量退職に伴い、終了部分に対応する金額（83,930千円）を一時償却したため、未処理額を残存年数により均等に費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。	(1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異（283,741千円）については15年による均等額を費用処理していましたが、平成18年3月期のリストラの実施による従業員の大量退職に伴い、終了部分に対応する金額（83,930千円）を一時償却したため、未処理額を残存年数により均等に費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
		(追加情報) 当社は、退職給付制度の見直しを行い、平成21年5月1日に、従来の適格年金制度から退職一時金制度と確定拠出年金制度へ移行しております。なお、規定等の改定日が当事業年度中であることから、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（平成14年1月31日企業会計基準適用指針第1号）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成14年3月29日実務対応報告第2号）を適用して、退職給付制度の終了に伴い発生が見込まれる損失を「確定拠出年金制度移行に伴う損失」として特別損失に89,608千円を計上しております。
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. その他財務諸表のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1)消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。なお、これに伴う当事業年度への損益の影響はありません。また、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p>

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>金融商品取引法の施行及び投資運用業等統一経理基準(旧 投資顧問業統一経理基準の制定について)の改正に伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。</p> <p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬および投資顧問(助言)契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」は、それぞれ478,694千円、114,718千円であります。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託契約および投資顧問(助言)契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」および「投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」および「投資助言報酬」はそれぞれ、929,495千円、222,752千円であります。</p> <p>なお、上記変更は、当該改正が当下半期に行われたため、当下半期に行っており、当中間会計期間は従来の方法によっております。</p>	

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 48,620 千円	1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 40,031 千円
2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。 預金 732,977 千円 立替金 1,480 千円 未払費用 241,209 千円	2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。 預金 654,799 千円 立替金 3,062 千円 未払費用 386,677 千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1 関係会社に対するものは次の通りであります。 情報機器関連費 5,480 千円 福利厚生費 4,211 千円 業務委託費 568,591 千円	1 関係会社に対するものは次の通りであります。 情報機器関連費 13,151 千円 業務委託費 308,465 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	46,560	-	-	46,560

当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	46,560	-	-	46,560

（リース取引関係）

前事業年度 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）				当事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)			
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計		器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	466,660	626,567	1,093,228千円	取得価額相当額	458,345	626,567	1,084,912千円
減価償却累計額相当額	295,793	239,674	535,467千円	減価償却累計額相当額	324,775	274,297	599,073千円
期末残高相当額	170,867	386,892	557,760千円	期末残高相当額	133,569	352,270	485,839千円
未経過リース料期末残高相当額				未経過リース料期末残高相当額			
未経過リース料期末残高相当額				未経過リース料期末残高相当額			
1年以内				1年以内			
110,667千円				101,449千円			
1年超				1年超			
565,821千円				469,698千円			
合計				合計			
676,488千円				571,148千円			
支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額				支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料				支払リース料			
81,324千円				97,089千円			
減価償却費相当額				減価償却費相当額			
63,511千円				68,479千円			
支払利息相当額				支払利息相当額			
7,219千円				6,249千円			
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法				減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
減価償却費相当額の算定方法				減価償却費相当額の算定方法			
・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
利息相当額の算定方法				利息相当額の算定方法			
・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

（有価証券関係）

当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	当事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
売却額（千円）	-	128,435
売却益の合計額（千円）	-	-
売却損の合計額（千円）	-	371,564

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
(1) 取引の内容及び利用目的等 当社は通常の取引範囲における外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避するために為替予約取引を行っております。	(1) 取引の内容及び利用目的等 同左
(2) 取引に対する取組方針 当社は外貨建取引に係る為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。	(2) 取引に対する取組方針 同左
(3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引には、為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、為替予約取引の契約先は、信用度の高い金融機関であるため、相手先の不履行によるいわゆる信用リスクは限定的と判断しております。	(3) 取引に係るリスクの内容 同左
(4) 取引に係るリスク管理体制 為替予約取引の実行及び管理は、経理部が行っており、取引結果については経理部が定期的に取締役及び各部長に報告することにより取引状況の管理が行われております。	(4) 取引に係るリスク管理体制 同左

2 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

前事業年度（平成20年3月31日現在）

(1) 通貨関連

種類	契約額等（千円）	契約額等のうち一年超 （千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
為替予約取引				
売建	-	-	-	-
買建	485,662	-	481,705	3,956
合計	485,662	-	481,705	3,956

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

当事業年度（平成21年3月31日現在）

(1) 通貨関連

種類	契約額等（千円）	契約額等のうち一年超 （千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
為替予約取引				
売建	-	-	-	-
買建	631,357	-	673,315	41,957
合計	631,357	-	673,315	41,957

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

（退職給付関係）

（単位：千円）

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																																		
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の退職金制度を有しております。平成4年12月より、この退職金制度の100%について適格退職年金制度を採用しております。また、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の退職金制度を有しております。平成4年12月より、この退職金制度の100%について適格退職年金制度を採用しております。また、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。 当社は、退職給付制度を見直し、平成21年5月より適格退職年金制度に代えて、退職一時金制度と確定拠出年金制度に移行することとしました。</p>																																		
<p>2. 退職給付債務に関する事項（平成20年3月31日）</p> <table border="1"> <tr><td>(1)退職給付債務</td><td>280,690</td></tr> <tr><td>(2)年金資産</td><td>104,118</td></tr> <tr><td>(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)</td><td>176,571</td></tr> <tr><td>(4)会計基準変更時差異の未処理額</td><td>67,133</td></tr> <tr><td>(5)未認識数理計算上の差異</td><td>5,852</td></tr> <tr><td>(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)</td><td>115,291</td></tr> <tr><td>(7)特別退職慰労引当金</td><td>676,844</td></tr> <tr><td>(8)退職給付引当金 (6)+(7)</td><td>792,135</td></tr> </table>	(1)退職給付債務	280,690	(2)年金資産	104,118	(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	176,571	(4)会計基準変更時差異の未処理額	67,133	(5)未認識数理計算上の差異	5,852	(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	115,291	(7)特別退職慰労引当金	676,844	(8)退職給付引当金 (6)+(7)	792,135	<p>2. 退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日）</p> <table border="1"> <tr><td>(1)退職給付債務</td><td>399,679</td></tr> <tr><td>(2)年金資産</td><td>212,231</td></tr> <tr><td>(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)</td><td>187,448</td></tr> <tr><td>(4)会計基準変更時差異の未処理額</td><td>49,253</td></tr> <tr><td>(5)未認識数理計算上の差異</td><td>40,355</td></tr> <tr><td>(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)</td><td>97,839</td></tr> <tr><td>(7)特別退職慰労引当金</td><td>693,375</td></tr> <tr><td>(8)確定拠出年金制度移行に伴う損失</td><td>89,608</td></tr> <tr><td>(9)退職給付引当金 (6)+(7)+(8)</td><td>880,823</td></tr> </table> <p>平成21年5月の、適格退職年金制度から退職一時金制度と確定拠出年金制度への移行に伴う発生する損失見積り額を、退職給付引当金として計上しています。</p>	(1)退職給付債務	399,679	(2)年金資産	212,231	(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	187,448	(4)会計基準変更時差異の未処理額	49,253	(5)未認識数理計算上の差異	40,355	(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	97,839	(7)特別退職慰労引当金	693,375	(8)確定拠出年金制度移行に伴う損失	89,608	(9)退職給付引当金 (6)+(7)+(8)	880,823
(1)退職給付債務	280,690																																		
(2)年金資産	104,118																																		
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	176,571																																		
(4)会計基準変更時差異の未処理額	67,133																																		
(5)未認識数理計算上の差異	5,852																																		
(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	115,291																																		
(7)特別退職慰労引当金	676,844																																		
(8)退職給付引当金 (6)+(7)	792,135																																		
(1)退職給付債務	399,679																																		
(2)年金資産	212,231																																		
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	187,448																																		
(4)会計基準変更時差異の未処理額	49,253																																		
(5)未認識数理計算上の差異	40,355																																		
(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	97,839																																		
(7)特別退職慰労引当金	693,375																																		
(8)確定拠出年金制度移行に伴う損失	89,608																																		
(9)退職給付引当金 (6)+(7)+(8)	880,823																																		
<p>3. 退職給付費用に関する事項 (自平成19年4月1日至平成20年3月31日)</p> <table border="1"> <tr><td>(1)勤務費用</td><td>108,222</td></tr> <tr><td>(2)利息費用</td><td>8,723</td></tr> <tr><td>(3)期待運用収益（減算）</td><td>1,117</td></tr> <tr><td>(4)会計基準変更時差異の費用処理額</td><td>9,590</td></tr> <tr><td>(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）</td><td>235,633</td></tr> <tr><td>(6)数理計算上の差異の費用処理額</td><td>9,721</td></tr> </table>	(1)勤務費用	108,222	(2)利息費用	8,723	(3)期待運用収益（減算）	1,117	(4)会計基準変更時差異の費用処理額	9,590	(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	235,633	(6)数理計算上の差異の費用処理額	9,721	<p>3. 退職給付費用に関する事項 (自平成20年4月1日至平成21年3月31日)</p> <table border="1"> <tr><td>(1)勤務費用</td><td>111,906</td></tr> <tr><td>(2)利息費用</td><td>8,141</td></tr> <tr><td>(3)期待運用収益（減算）</td><td>2,344</td></tr> <tr><td>(4)会計基準変更時差異の費用処理額</td><td>9,379</td></tr> <tr><td>(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）</td><td>5,746</td></tr> <tr><td>(6)数理計算上の差異の費用処理額</td><td>3,516</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>117,819</td></tr> <tr><td>(7)確定拠出年金制度移行に伴う損失</td><td>89,608</td></tr> <tr><td>(8)割増退職金</td><td>163,860</td></tr> <tr><td>(9)その他</td><td>15,170</td></tr> <tr><td>計</td><td>386,458</td></tr> </table>	(1)勤務費用	111,906	(2)利息費用	8,141	(3)期待運用収益（減算）	2,344	(4)会計基準変更時差異の費用処理額	9,379	(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	5,746	(6)数理計算上の差異の費用処理額	3,516	退職給付費用	117,819	(7)確定拠出年金制度移行に伴う損失	89,608	(8)割増退職金	163,860	(9)その他	15,170	計	386,458
(1)勤務費用	108,222																																		
(2)利息費用	8,723																																		
(3)期待運用収益（減算）	1,117																																		
(4)会計基準変更時差異の費用処理額	9,590																																		
(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	235,633																																		
(6)数理計算上の差異の費用処理額	9,721																																		
(1)勤務費用	111,906																																		
(2)利息費用	8,141																																		
(3)期待運用収益（減算）	2,344																																		
(4)会計基準変更時差異の費用処理額	9,379																																		
(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	5,746																																		
(6)数理計算上の差異の費用処理額	3,516																																		
退職給付費用	117,819																																		
(7)確定拠出年金制度移行に伴う損失	89,608																																		
(8)割増退職金	163,860																																		
(9)その他	15,170																																		
計	386,458																																		
<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table border="1"> <tr><td>(1)退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額基準</td></tr> <tr><td>(2)割引率</td><td>2.10%</td></tr> <tr><td>(3)期待運用収益率</td><td>1.50%</td></tr> <tr><td>(4)数理計算上の差異の処理年数</td><td>5年</td></tr> <tr><td>(5)会計基準変更時差異の処理年数</td><td>15年</td></tr> </table>	(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(2)割引率	2.10%	(3)期待運用収益率	1.50%	(4)数理計算上の差異の処理年数	5年	(5)会計基準変更時差異の処理年数	15年	<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table border="1"> <tr><td>(1)退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額基準</td></tr> <tr><td>(2)割引率</td><td>2.20%</td></tr> <tr><td>(3)期待運用収益率</td><td>1.40%</td></tr> <tr><td>(4)数理計算上の差異の処理年数</td><td>5年</td></tr> <tr><td>(5)会計基準変更時差異の処理年数</td><td>15年</td></tr> </table>	(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(2)割引率	2.20%	(3)期待運用収益率	1.40%	(4)数理計算上の差異の処理年数	5年	(5)会計基準変更時差異の処理年数	15年														
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																		
(2)割引率	2.10%																																		
(3)期待運用収益率	1.50%																																		
(4)数理計算上の差異の処理年数	5年																																		
(5)会計基準変更時差異の処理年数	15年																																		
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																		
(2)割引率	2.20%																																		
(3)期待運用収益率	1.40%																																		
(4)数理計算上の差異の処理年数	5年																																		
(5)会計基準変更時差異の処理年数	15年																																		

（税効果会計関係）

（単位：千円）

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)	(繰延税金資産)
賞与引当金損金算入否認額 41,381 千円	賞与引当金損金算入否認額 32,417 千円
未払費用否認額 767,641 千円	未払費用否認額 565,741 千円
未払事業税 7,122 千円	未払事業税 216 千円
退職給付引当金損金算入否認額 306,701 千円	退職給付引当金損金算入否認額 358,495 千円
繰越欠損金 533,102 千円	繰越欠損金 1,010,937 千円
その他 17,202 千円	その他 7,169 千円
繰延税金資産小計 1,673,149 千円	繰延税金資産合計 1,974,977 千円
評価性引当金 1,448,485 千円	評価性引当金 1,974,977 千円
繰延税金資産合計 224,664 千円	繰延税金資産合計 -
繰延税金資産の純額 224,664 千円	繰延税金資産の純額 -
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 40.7%	法定実効税率 40.7%
(調整)	(調整)
交際費否認額 13.7%	交際費否認額 3.1%
役員賞与否認額 8.4%	役員賞与否認額 2.0%
評価性引当金 92.3%	評価性引当金 51.6%
住民税均等割 0.5%	住民税均等割 0.6%
その他 1.5%	その他 7.1%
税効果会計適用後の法人税の負担率 27.8%	税効果会計適用後の法人税の負担率 22.6%

関連当事者情報

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 等の 被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	1,357,824 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	なし	資金預入, サービスの 提供	*1 資金の預入 *2 マネージメントサービス *3 IT, 管理部門 サービス	- 484,665 89,406	預金 未払費用	732,977 241,209

2 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 等の 被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	ドイツ証券株式会社	東京都 千代田区	63,728 百万円	証券業	なし	1名	サービスの 提供	*3 IT, 管理部門 サービス	601,601	未払費用	468,476
親会社の子会社	DWS Finanz-Service GmbH	ドイツ フランクフルト	5,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	なし	投資一任、 助言契約 サービスの 提供	*6 委託調査	549,527	未払費用	145,615
親会社の子会社	RREEF Limited	英国 ロンドン	1,822 千ポンド	投資 運用業	なし	なし	投資一任、 助言契約 サービスの 提供	*5 その他営業 収益	133,146	未収収益	84,329
親会社の子会社	Deutsche Bank Trust Company Americas	米国 ニューヨーク	3,627,308 千ドル	銀行業	なし	なし	投資一任、 助言契約 サービスの 提供	*4 運用受託報酬 *4 投資助言報酬 *5 その他営業 収益	31,891 94,020 59,798	未収収益	138,601
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	21,000 千ポンド	投資 運用業	なし	なし	投資一任、 助言契約 サービスの 提供	*4 投資助言報酬 *4 運用受託報酬	81,784 26,495	未収収益	111,000

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- * 1 当座預金口座を開設しております。
- * 2 当該会社とのサービス契約に基づき、マネージメント部門に関連した費用の計上を行っております。
- * 3 当該会社とのサービス契約ないし当局の承認に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- * 4 当該会社との契約に基づき、予め定められた料率で計算された運用受託報酬、投資助言報酬を受取っております。
- * 5 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- * 6 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	1,461,399 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	資金預入、 サービスの提供	*1 資金の預入 *2 マネージメントサービス *3 IT、管理部門サービス	267,087 54,530	預金 未払費用	654,799 - 386,677

（イ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ドイツ証券株式会社	東京都 千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*3 IT、管理部門サービス	607,419	未払費用	160,901
親会社の子会社	DWS Finanz-Service GmbH	ドイツ フランクフルト	5,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*6 委託調査	416,588	未払費用	142,985
親会社の子会社	RREEF Limited	英国 ロンドン	1,822 千ポンド	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*5 その他営業収益	52,025	-	-
親会社の子会社	Deutsche Bank Trust Company Americas	米国 ニューヨーク	3,627,308 千ドル	銀行業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 運用受託報酬 *4 投資助言報酬	65,872 60,622	未収収益	139,804
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	21,000 千ポンド	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 投資助言報酬	113,891	未収収益	97,433
親会社の子会社	ドイツ銀不動産有限会社	東京都 千代田区	46 百万円	サービス 業	なし	サービスの提供	*6 不動産賃借料 *2 マネージメントサービス	333,276 58,096	-	-
親会社の子会社	Deutsche Investment Management Americas Inc.	米国 ニューヨーク	10 ドル	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 運用受託報酬 *4 投資助言報酬 *5 その他営業収益 *3 IT、管理部門サービス *6 委託調査	32,296 40,251 47,922 55,937 173,217	未収収益 未払費用	99,424 90,707
親会社の子会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*5 その他営業収益	104,590	-	-

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Hong Kong) Limited	中国香港特別行政区	238,600 千香港ドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供 役員の兼任	*4 投資助言報酬	54,317	-	-
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Australia) Limited	オーストラリアシドニー	23,000 千豪ドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*5 その他営業収益	56,804	-	-
親会社の子会社	RREEF Management L.L.C.	米国ウィルミントン	1 千ドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*2 マネージメントサービス	33,244	-	-
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Asia) Limited	シンガポール	96,700 千SGドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*6 委託調査	49,951	-	-
親会社の子会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルグ	30,677 千ユーロ	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*4 運用受託報酬	82,580	-	-
親会社の子会社	D W S Investment GmbH	ドイツフランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*2 マネージメントサービス	33,216	未払費用	46,926
親会社の子会社	Deutsche Asset Management International GmbH	ドイツフランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*6 委託調査	52,417	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- * 1 当座預金口座を開設しております。
- * 2 当該会社とのサービス契約に基づき、マネージメント部門に関連した費用の計上を行っております。
- * 3 当該会社とのサービス契約ないし当局の承認に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- * 4 当該会社との契約に基づき、予め定められた料率で計算された運用受託報酬、投資助言報酬を受取っております。
- * 5 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- * 6 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場

ニューヨーク証券取引所に上場

（1株当たり情報）

項目	前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	40,001円 51銭	13,144円 99銭
1株当たり当期純利益又は当期純損失（ ）	21,984円 30銭	26,856円 51銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため、記述しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失（ ）の算定上の基礎は、以下の通りであります。2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失（ ）の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	1,023,589	1,250,439
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株主に係る当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	1,023,589	1,250,439
期中平均株式数	46,560	46,560

（重要な後発事象）

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)				
	<p>1. 増資について</p> <p>平成21年5月1日付取締役会決議に基づく、平成21年5月8日開催の臨時株主総会での決議に基づき、平成21年5月15日から平成21年5月31日までを払込期間とする第三者割当増資により新株式を次のとおり発行し、払込は5月29日に完了しました。</p> <p>(1) 発行新株株式数</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>普通株式</td> <td style="text-align: right;">15,000株</td> </tr> </table> <p>(2) 発行価額</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1株につき</td> <td style="text-align: right;">100,000円</td> </tr> </table> <p>(3) 発行価額の総額 1,500,000,000円</p> <p>(4) 資本組入額の総額 750,000,000円</p> <p>2. 事業効率化に伴う人員の減少</p> <p>当社は市場環境の変化に適応するために、平成21年4月より事業を効率化し、人員の適正配置を進めております。これに伴い追加で発生する退職金支給額は約130百万円を見込んでおり、平成22年3月期に特別損失として計上する予定です。</p>	普通株式	15,000株	1株につき	100,000円
普通株式	15,000株				
1株につき	100,000円				

[次へ](#)

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表
(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成21年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金		3,287,894
前払費用		15,208
未収入金	1	2,028
未収委託者報酬		1,551,802
未収運用受託報酬		109,067
未収投資助言報酬		121,109
未収収益		80,815
立替金		55,119
その他流動資産		527
流動資産計		5,223,573
固定資産		
無形固定資産	2	43,299
投資その他の資産		25,369
固定資産計		68,669
資産合計		5,292,242
負債の部		
流動負債		
預り金		71,319
未払金		
未払収益分配金		3
未払償還金		1,508
未払手数料		806,643
その他未払金		5,801
未払費用		1,650,753
未払法人税等		12,520
賞与引当金		176,373
その他流動負債		18,986
流動負債計		2,743,910
固定負債		
退職給付引当金		915,865
長期未払費用		149,616
固定負債計		1,065,482
負債合計		3,809,393
純資産の部		
株主資本		
資本金		3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		1,830,000
資本剰余金計		1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		3,425,150
利益剰余金計		3,425,150
株主資本計		1,482,849
純資産合計		1,482,849
負債・純資産合計		5,292,242

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間
		(自 平成21年4月1日
		至 平成21年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		2,925,741
運用受託報酬		130,156
投資助言報酬		96,179
その他営業収益		118,900
営業収益計		3,270,977
営業費用		
支払手数料		1,434,922
その他営業費用		551,593
営業費用計		1,986,515
一般管理費	1	1,729,132
営業損失()		444,670
営業外収益	2	8,315
営業外費用	3	17,180
経常損失()		453,535
特別損失	4	172,740
税引前中間純損失()		626,276
法人税、住民税及び事業税		2,905
法人税等合計		2,905
中間純損失()		629,181

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,328,000
当中間期変動額	
新株発行による増加	750,000
当中間期変動額合計	750,000
当中間期末残高	3,078,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	1,080,000
当中間期変動額	
新株発行による増加	750,000
当中間期変動額合計	750,000
当中間期末残高	1,830,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	2,795,968
当中間期変動額	
中間純損失()	629,181
当中間期変動額合計	629,181
当中間期末残高	3,425,150
株主資本合計	
前期末残高	612,031
当中間期変動額	
新株発行による増加	1,500,000
中間純損失()	629,181
当中間期変動額合計	870,818
当中間期末残高	1,482,849
純資産合計	
前期末残高	612,031
当中間期変動額	
新株発行による増加	1,500,000
中間純損失()	629,181
当中間期変動額合計	870,818
当中間期末残高	1,482,849

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
2. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 当社は、退職給付制度の見直しを行い、平成21年5月1日に、従来の適格年金制度から退職一時金制度と確定拠出年金制度へ移行しております。なお、規定等の改定日が前事業年度中であることから、前事業年度において「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（平成14年1月31日企業会計基準適用指針第1号）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成14年3月29日実務対応報告第2号）を適用して、退職給付制度の終了に伴い発生が見込まれる損失を「確定拠出年金制度移行に伴う損失」として特別損失に89,608千円を計上しております。また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)
1 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動資産の「未収入金」として表示しております。	
2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
ソフトウェア 45,355千円	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1 減価償却実施額 無形固定資産	5,323千円
2 営業外収益の主要項目 雑益	7,373千円
3 営業外費用の主要項目 為替差損	17,180千円
4 特別損失の主要項目 割増退職金	172,740千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	46,560	15,000	-	61,560

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)			
ファイナンス・リース取引（借主側）			
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	451,586 千円	626,567 千円	1,078,153 千円
減価償却累計額相当額	332,937 千円	290,077 千円	623,015 千円
中間期末残高相当額	118,649 千円	336,489 千円	455,138 千円
2. 未経過リース料中間期末残高相当額			
1 年以内		97,241 千円	
1 年超		515,193 千円	
合計		612,435 千円	
3. 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料		44,757 千円	
減価償却費相当額		29,615 千円	
支払利息相当額		2,927 千円	
4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
(1) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(2) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末(平成21年9月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

通貨関連

種類	契約額等(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
為替予約取引			
売建	-	-	-
買建	931,868	913,024	18,844
合計	931,868	913,024	18,844

(注) 時価の算定方法

為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり純資産額	24,087 円87銭
1株当たり中間純損失金額	11,075 円98銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記述しておりません。

2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
中間純損失(千円)	629,181
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る中間純損失(千円)	629,181
期中平均株式数	56,806

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟その他重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名称	住友信託銀行株式会社
資本金の額	342,037百万円（平成21年9月末日現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額	51,000百万円（平成21年9月末日現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
関係業務の概要	受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
----	-------	-------

株式会社三井住友銀行 ¹	1,263,000百万円 (平成21年9月末日現在)	銀行法に基づき、日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社広島銀行 ¹	54,573百万円 (平成21年9月末日現在)	
株式会社北海道銀行	93,524百万円 (平成21年9月末日現在)	
日本生命保険相互会社	1,050,000百万円 ² (平成21年9月末日現在)	保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円 (平成21年9月末日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJ証券株式会社	65,518百万円 (平成21年9月末日現在)	
野村證券株式会社 ¹	10,000百万円 (平成21年9月末日現在)	
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円 (平成21年10月1日現在)	
楽天証券株式会社	7,477百万円 (平成21年9月末日現在)	

1 新規申込みの取扱いを行いません。

2 日本生命保険相互会社の資本金の額の箇所には、基金および基金償却積立金の合計額を記載しています。

投資顧問会社

名称 ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社
 資本金の額 360百万円(平成21年11月末日現在)
 事業の内容 内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその業務に付帯関連する一切の業務を営むとともに、金融商品取引法に定める第一種金融取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、Aコースの為替ヘッジに関する運用指図およびマザーファンドの運用指図等を行います。

3【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙および裏表紙に、(i)委託会社の名称、本店の所在地およびロゴマーク、()申込取扱場所である販売会社の名称およびロゴマーク、()ファンドの形態およびロゴマークを記載することがあります。また、図案を採用することがあります。
- (2) 目論見書の巻末に、用語の解説を添付することがあります。
- (3) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「交付目論見書の概要」等として、交付目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (4) 交付目論見書の巻末に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、有価証券届出書の内容の記載とすることがあります。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (7) 目論見書は目論見書の別称として、「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (8) 交付目論見書に、委託会社が作成する法定外資料の作成および当該資料の入手に必要な情報の照会方法を記載することがあります。
- (9) ファンドの運用状況に関する情報を、日次、週次、月次などのデータとして、文章、数値、表、グラフ等で表示することがあります。その際、当該実績は過去のものであり、将来の投資成果等を約束するものではない旨を注記することがあります。なお、データは適時、更新されます。
- (10) 投信評価機関、投信評価会社等からのファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (11) 以下の趣旨の事項の全部または一部を目論見書の表紙裏に記載することがあります。

投資信託は、株式・債券など値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。

投資信託は、預金保険の対象または保険契約者保護機構の保護対象にはなりません。

登録金融機関を通じて購入された投資信託は、投資者保護基金による支払い対象にはなりません。

投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。

投資信託の購入者は、投資した資産の減少を含むリスク（元本割れリスク）を負います。

独立監査人の監査報告書

平成21年12月9日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）の平成21年4月28日から平成21年10月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）の平成21年10月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年12月9日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Bコース（為替ヘッジなし）の平成21年4月28日から平成21年10月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Bコース（為替ヘッジなし）の平成21年10月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月23日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 林 秀行
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年5月15日から平成21年5月31日までを払込期間とする第三者割当増資を行い、平成21年5月29日に払込を完了した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年4月より事業の効率化、人員の適正配置を進めており、平成22年3月期に割増退職金として約130百万円を特別損失として計上する予定である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月15日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 林 秀行
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月10日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）の平成20年10月28日から平成21年4月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）の平成21年4月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月10日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Bコース（為替ヘッジなし）の平成20年10月28日から平成21年4月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Bコース（為替ヘッジなし）の平成21年4月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 林 秀行
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)